

3.2.8 環境の保全を目的とする法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容

(1) 公害関係法令等

① 環境基準

(a) 大気汚染

大気の汚染に係る環境基準は、「環境基本法」(平成5年法律第91号)に基づき全国一律に定められており、同法に基づく「大気の汚染に係る環境基準について」(昭和48年環境庁告示第25号)、「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」(平成21年環境省告示第33号)、「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和53年環境庁告示第38号)、「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」(平成9年環境庁告示第4号)及び「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準」(平成11年環境庁告示第68号)により、表3.2.27～表3.2.30に示すとおり定められている。また、「光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針について(答申)」(昭和51年中央公害対策審議会通知)は、表3.2.31に示すとおりである。

なお、環境基準は工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活しない地域または場所には適用されない。

表 3.2.27 大気の汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件
二酸化いおう(SO <sub>2</sub> )	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素(CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質(SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
二酸化窒素(NO <sub>2</sub> )	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント(OX)	1時間値が0.06ppm以下であること。
備考	
1.環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。 2.浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が10μm以下のものをいう。 3.二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをなさないよう努めるものとする。 4.光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。	

資料：「大気の汚染に係る環境基準について」(昭和48年環境庁告示第25号)

「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和53年環境庁告示第38号)

「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」(平成21年環境省告示第33号)

表 3.2.28 有害大気汚染物質（ベンゼン等）に係る環境基準

物質	環境上の条件
ベンゼン	1年平均値が <sup>g</sup> 0.003mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が <sup>g</sup> 0.13mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が <sup>g</sup> 0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が <sup>g</sup> 0.15mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
備考 1.環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。 2.ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。	

資料：「ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準について」（平成9年環境庁告示第4号）

表 3.2.29 微小粒子状物質に係る環境基準

物質	環境上の条件
微小粒子状物質	1年平均値が 15µg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1日平均値が 35µg/m <sup>3</sup> 以下であること。
備考 1.環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。 2.微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が 2.5µm の粒子を 50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に取り除かれる粒子をいう。	

資料：「微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準について」（平成21年環境庁告示第33号）

表 3.2.30 ダイオキシン類に係る環境基準

物質	環境上の条件
ダイオキシン類	1年平均値が <sup>g</sup> 0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下であること。
備考 1.環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。 2.基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。	

資料：「ダイオキシン類による大気汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準」（平成11年環境庁告示第68号）

表 3.2.31 光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針

物質	光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針
非メタン炭化水素	光化学オキシダントの日最高1時間値 0.06ppm に対応する午前6時から9時までの非メタン炭化水素の3時間平均値は、0.20ppmC から 0.31ppmC の範囲にある。 (S51.8.13 通知)

資料：「光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針について（答申）」（昭和51年中央公害対策審議会）

(b) 騒音

騒音に係る環境基準は、「環境基本法」（平成5年法律第91号）に基づく「騒音に係る環境基準について」（平成10年環境庁告示第64号）により、表 3.2.32に示すとおり定められている。村上市、胎内市、新発田市及び聖籠町で類型指定がされている。

表 3.2.32 騒音に係る環境基準

地域の区分及び類型		基準値	
		昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～6時)
一般地域	環境基準 AA 類型	50dB 以下	40dB 以下
	環境基準 A 及び B 類型	55dB 以下	45dB 以下
	環境基準 C 類型	60dB 以下	50dB 以下
道路に面する地域	A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60dB 以下	55dB 以下
	B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65dB 以下	60dB 以下
	幹線交通を担う道路に近接する空間における特例値	70dB 以下	65dB 以下

注)  
1. 時間の区分は、昼間を午前 6 時から午後 10 時までの間とし、夜間を午後 10 時から翌日の午前 6 時までの間とする。  
2. AA を当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。  
3. A を当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。  
4. B を当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。  
5. C を当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

備考  
車線とは、1 縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。  
また、幹線交通を担う道路に近接する空間における特例値において個別の住居等において騒音の影響の受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては 45dB 以下、夜間にあっては 40dB 以下)によることができる。

資料：「騒音に係る環境基準について」（平成10年環境庁告示第 64 号）

(c) 水質汚濁

水質汚濁に係る環境基準は、「環境基本法」（平成5年法律第91号）に基づき「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号）により、公共用水域の水質についての人の健康の保護に関する環境基準及び生活環境の保全に関する環境基準が、表 3.2.33～表 3.2.36に示すとおり定められている。

また、事業実施想定区域及びその周囲における水質汚濁に係る環境基準の類型指定状況は、河川については、表3.1.17及び図 3.1.13に、海域については、表3.1.19及び図 3.1.16に示すとおりである。

表 3.2.33 人の健康の保護に関する環境基準

項目	水質汚濁に係る環境基準
カドミウム	0.003 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.02 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
チウラム	0.006 mg/L 以下
シマジン	0.003 mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
ベンゼン	0.01 mg/L 以下
セレン	0.01 mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
ふっ素	0.8 mg/L 以下
ほう素	1 mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下
備考	<p>1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。</p> <p>2. 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。</p> <p>4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259 を乗じたものと規格43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。</p>

資料：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）

表 3.2.34 生活環境の保全に関する環境基準（河川（湖沼を除く。））

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度(pH)	生物化学的酸素要求量(BOD)	浮遊物質(SS)	溶存酸素量(DO)	大腸菌数
AA	水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	20CFU/ 100mL以下
A	水道2級、水産1級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	300CFU/ 100mL以下
B	水道3級、水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	1,000CFU/ 100mL以下
C	水産3級、工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	—
D	工業用水2級、農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	—
E	工業用水3級、環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/L以上	—

備考

1. 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の  $0.9 \times n$  番目（ $n$  は日間平均値のデータ数）のデータ値（ $0.9 \times n$  が整数でない場合は 端数を切り上げた整数番目の値をとる。））とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
2. 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
3. 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
4. 水道1級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数100CFU/100ml以下とする。
5. 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
6. 大腸菌数に用いる単位はCFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））/100mlとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

注：1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全  
 2. 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
 水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの  
 水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの  
 3. 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用  
 水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用  
 水産3級：コイ、フナ等、 $\beta$ -中腐水性水域の水産生物用  
 4. 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの  
 工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの  
 工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの  
 5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度  
 資料：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号）

イ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全垂鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下	0.03mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.0006mg/L以下	0.02mg/L以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.05mg/L以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.04mg/L以下

備考

1. 基準値は、年間平均値とする（湖沼・海域もこれに準ずる。）。

資料：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号）

表 3.2.35 生活環境の保全に関する環境基準

（湖沼（天然湖沼及び貯水量が1,000万立米以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖））

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級、水産1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	1mg/L以下	7.5mg/L以上	20CFU/ 100mL以下
A	水道2、3級、水産2級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	5mg/L以下	7.5mg/L以上	300CFU/ 100mL以下
B	水産3級、工業用水1級、農業用水及びCの欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	15mg/L以下	5mg/L以上	—
C	工業用水2級、環境保全	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/L以上	—

備考

1. 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質の項目の基準値は適用しない。

2. 水道1級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数100CFU/100ml以下とする。

3. 水道3級を利用目的としている地点（水浴又は水道2級を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数100CFU/100ml以下とする。

4. 大腸菌数に用いる単位はCFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））/100mlとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

注）1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2. 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2、3級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3. 水産1級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産3級の水産生物用

水産3級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用

4. 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの

5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

資料：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号）

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全燐
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L以下	0.005mg/L以下
Ⅱ	水道1、2、3級（特殊なものを除く。）、水産1種、水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L以下	0.01mg/L以下
Ⅲ	水道3級（特殊なもの）及びⅣ以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L以下	0.03mg/L以下
Ⅳ	水産2種及びⅤの欄に掲げるもの	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下
Ⅴ	水産3種、工業用水、農業用水、環境保全	1 mg/L以下	0.1mg/L以下

備考

1. 基準値は、年間平均値とする。
2. 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。
3. 農業用水については、全燐の項目の基準値は適用しない。

注：1.自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2.水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）

3.水産1種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用

水産2種：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用

水産3種：コイ、フナ等の水産生物用

4.工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの

5.環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

資料：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号）

ウ

項目 類型	水生生物の生息況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下	0.03mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.0006mg/L以下	0.02mg/L以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.05mg/L以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.04mg/L以下

資料：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号）

エ

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0mg/L以上
生物2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0mg/L以上
生物3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L以上

備考

1. 基準値は日間平均値とする。

2. 底面近傍で溶存酸素量の変化が大きいたことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。

資料：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号）

表 3.2.36 生活環境の保全に関する環境基準（海域）

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度(pH)	化学的酸素 要求量(COD)	溶存 酸素量(DO)	大腸菌数	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)
A	水産1級、水浴、自然環境保全 及びB以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/L以下	7.5mg/L以上	300CFU/ 100mL以下	検出されない こと。
B	水産2級、工業用水及び Cの欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/L以下	5mg/L以上	—	検出されない こと。
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/L以下	2mg/L以上	—	—

備考  
1.自然環境保全を利用目的としている地点については、大腸菌数20CFU/100mL以下とする。

注：1.自然環境保全：自然探勝等の環境保全  
2.水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用  
水産2級：ボラ、ノリ等の水産生物用  
3.環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度  
資料：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号）

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全燐
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの（水産2種及 び3種を除く。）	0.2mg/L以下	0.02mg/L以下
II	水産1種、水浴及びIII以下の欄に掲げるもの（水産2種 及び3種を除く。）	0.3mg/L以下	0.03mg/L以下
III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの（水産3種を除く。）	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下
IV	水産3種、工業用水、生物生息環境保全	1mg/L以下	0.09mg/L以下

備考  
1.基準値は、年間平均値とする。  
2.水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

注：1.自然環境保全：自然探勝等の環境保全  
2.水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される  
水産2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される  
水産3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される  
3.生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度  
資料：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号）

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベン ゼンスルホン酸及 びその塩
生物A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L以下	0.001mg/L以下	0.01mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵 場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場と して特に保全が必要な水域	0.01mg/L以下	0.0007mg/L以下	0.006mg/L以下

資料：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号）



工

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	4.0mg/L 以上
生物2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	3.0mg/L 以上
生物3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上
備考		
1.基準値は日間平均値とする。		
2.底面近傍で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。		

資料：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号）

(d) 地下水

地下水の水質汚濁に係る環境基準は「環境基本法」(平成5年法律第91号)に基づく「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」(平成9年環境庁告示第10号)により、表3.2.37に示すとおり定められている。

表 3.2.37 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	地下水の水質汚濁に係る環境基準
カドミウム	0.003mg/L以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L以下
六価クロム	0.02mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
チウラム	0.006mg/L以下
シマジン	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	0.02mg/L以下
ベンゼン	0.01mg/L以下
セレン	0.01mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
ふっ素	0.8mg/L以下
ほう素	1mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下
備考	
1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。	
2. 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。	
3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格K0102の43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。	
4. 1, 2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。	

資料：「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」(平成9年環境庁告示第10号)

(e) 土壌の汚染

土壌汚染に係る環境基準は、「環境基本法」（平成5年法律第91号）に基づく「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成3年環境庁告示第46号）により、表3.2.38に示すとおり定められている。

表 3.2.38 土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1 Lにつき0.003mg以下であり、かつ、農用地においては、米 1 kgにつき0.4mg以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐(りん)	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1 Lにつき0.01mg以下であること。
六価クロム	検液 1 Lにつき0.05mg以下であること。
砒(ひ)素	検液 1 Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。
総水銀	検液 1 Lにつき0.0005mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る。)において、土壌1kgにつき125mg未満であること。
ジクロロメタン	検液 1 Lにつき0.02mg以下であること。
四塩化炭素	検液 1 Lにつき0.002mg以下であること。
クロロエチレン(別名塩化ビニルまたは塩化ビニルモノマー)	検液 1 Lにつき0.002mg以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1 Lにつき0.004mg以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1 Lにつき0.1mg以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1 Lにつき0.04mg以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1 Lにつき1mg以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1 Lにつき0.006mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1 Lにつき0.01mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1 Lにつき0.01mg以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1 Lにつき0.002mg以下であること。
チウラム	検液 1 Lにつき0.006mg以下であること。
シマジン	検液 1 Lにつき0.003mg以下であること。
チオベンカルブ	検液 1 Lにつき0.02mg以下であること。
ベンゼン	検液 1 Lにつき0.01mg以下であること。
セレン	検液 1 Lにつき0.01mg以下であること。
ふっ素	検液 1 Lにつき0.8mg以下であること。
ほう素	検液 1 Lにつき1mg以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1 Lにつき0.05mg以下であること。
備考	1. カドミウム、鉛、六価クロム、砒(ひ)素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1Lにつき0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液1Lにつき0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。 2. 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3. 有機燐(りん)とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。

資料：「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成3年環境庁告示第46号）

(f) ダイオキシン類

ダイオキシン類に係る環境基準は、「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成11年法律第105号）に基づく「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準について」（平成11年環境庁告示68号）により、表 3.2.39に示すとおり定められている。

表 3.2.39 ダイオキシン類に係る環境基準

媒体	基準値
大気	0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下
水質（水底の底質を除く。）	1pg-TEQ/L以下
水底の底質	150pg-TEQ/g以下
土壌	1,000pg-TEQ/g以下
備考	1.基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。 2.大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。 3.土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合（簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に2を乗じた値が250pg-TEQ/g以上の場合）には、必要な調査を実施することとする。

資料：「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準について」（平成11年環境庁告示68号）

② 規制基準

(a) 騒音

騒音の規制に関しては「騒音規制法」（昭和43年法律第98号）に基づき、特定工場騒音に関する規制基準、特定建設作業に伴って発生する騒音に関する規制基準及び道路交通騒音の要請限度が定められており、それらの基準は表 3.2.40～表 3.2.42に示すとおりである。また、事業実施想定区域及びその周囲において規制地域の指定がされており、図 3.2.20に示すとおりである。

表 3.2.40 特定工場等において発生する騒音の規制基準

区域	時間区分			
	朝	昼間	夕	夜間
(対象時間)	6時～8時	8時～18時	18時～21時	21時～6時
第1種区域	40dB	50dB	40dB	40dB
第2種区域	50dB	55dB	50dB	45dB
(対象時間)	6時～8時	8時～20時	20時～22時	22時～6時
第3種区域	60dB	65dB	60dB	50dB
第4種区域	65dB	70dB	65dB	60dB

備考  
 1. 第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域とは、それぞれ以下に掲げる区域をいう  
 第1種区域：良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域  
 第2種区域：住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域  
 第3種区域：住居の用にあわせて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域  
 第4種区域：主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域  
 2. 第3種区域、第4種区域内で、学校、保育園、病院、患者を入院させる施設を有する診療所及び特別養護老人ホームの周囲おおむね50メートルの区域内にある工場、事業場の規制基準は、5dB減じた値である。

資料：「新潟県生活環境の保全等に関する条例施行規則」（昭和47年新潟県告示第44号）、「県条例の騒音・振動に関する規制基準および指定地域」（新潟県ホームページ）より作成

表 3.2.41 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制基準

規制内容	区域	規制基準
敷地境界基準値	(1)・(2)	85dB（敷地境界）
作業禁止時刻	(1)	19時～7時
	(2)	22時～6時
1日当たりの作業時間	(1)	10時間／日を超えないこと
	(2)	14時間／日を超えないこと
作業期間	(1)・(2)	連続6日を超えないこと
作業禁止日	(1)・(2)	日曜日その他休日

注) 1. (1) 騒音・振動の規制基準の区域（県条例）における第1種区域、第2種区域、第3種区域、第4種区域のうち、学校・病院などの敷地の周囲おおむね80mの区域  
 2. (2) (1)に掲げる区域以外の区域

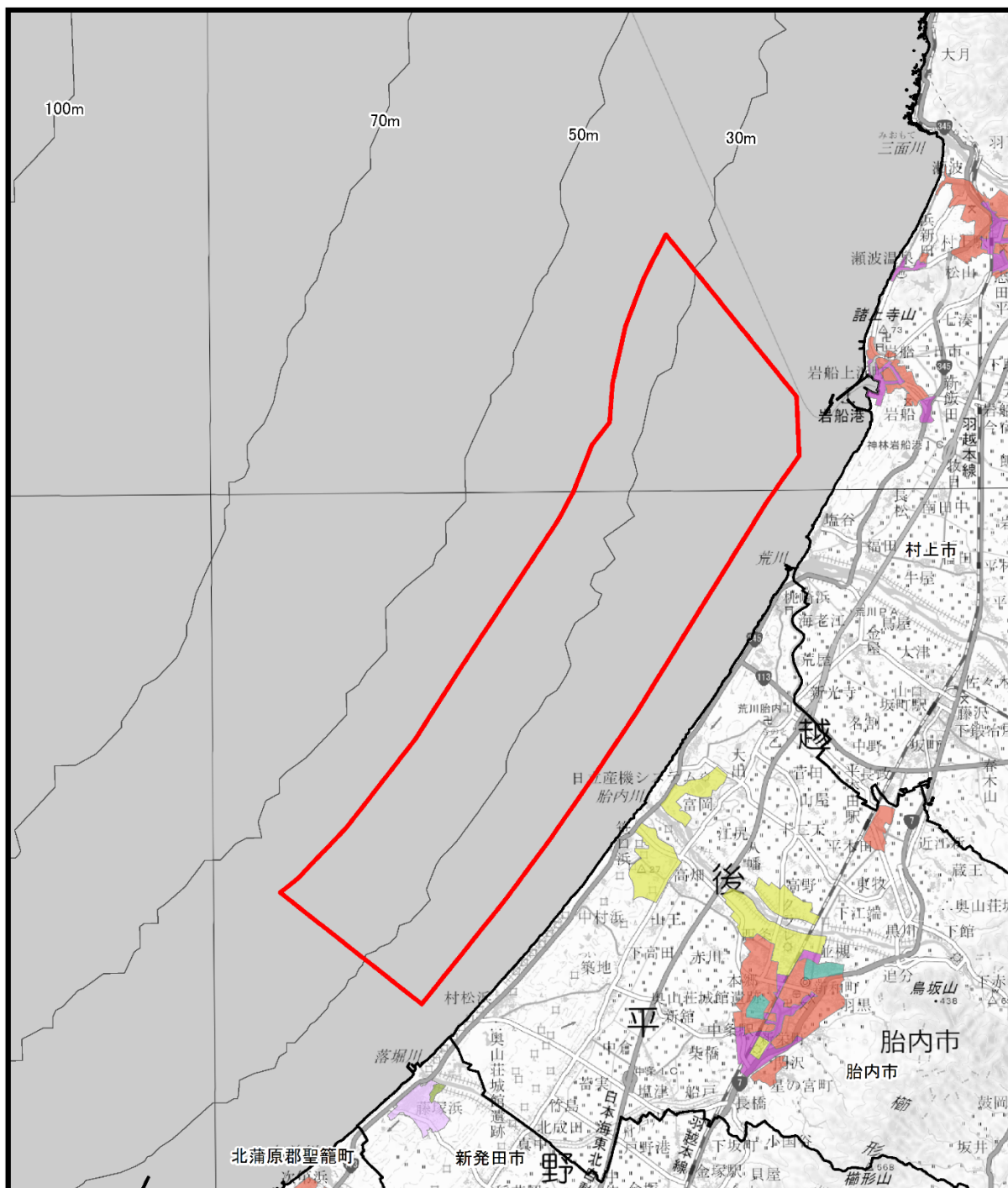
資料：「県条例の騒音・振動に関する規制基準および指定地域」（新潟県ホームページ）より作成

表 3.2.42 自動車騒音に係る要請限度

区域の区分		時間の区分	
		6時～22時	22時～6時
1	a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する地域	65dB	55dB
2	a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	70dB	65dB
3	b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びc区域のうち車線を有する道路に面する地域	75dB	70dB
4	幹線交通を担う道路に隣接する区域	75dB	70dB

備考  
 1. a区域：第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域  
 b区域：第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、市街化調整区域  
 c区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域  
 2. 幹線交通を担う道路に近隣する区域（2車線以下の車線を有する道路の場合は、道路の敷地の境界線から15メートル、2車線を超える車線を有する道路の場合は、道路の敷地の境界線から20メートルまでの範囲をいう。）に係る限度は1から3の区域の区分にかかわらず4を限度とする。

資料：「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」（平成12年総理府令第15号）より作成



凡例

- |   |          |   |       |
|---|----------|---|-------|
|  | 事業実施想定区域 |  | 第1種区域 |
|  | 行政界      |  | 第2種区域 |
|  | 等深線      |  | 第3種区域 |
|   |          |  | 第4種区域 |
|   |          |  | A類型   |
|   |          |  | B類型   |

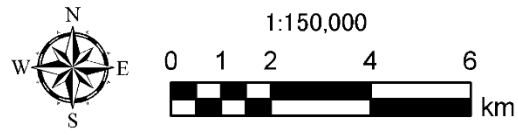


図 3.2.20 騒音指定区域図

(b) 振動

振動の規制に関しては、「振動規制法」(昭和51年法律第64号)に基づく規制基準、道路交通振動の要請限度が定められている。それら規制基準及び要請限度は表 3.2.43～表 3.2.45に示すとおりである。また、事業実施想定区域及びその周囲において規制地域の指定がされており、図 3.2.21に示すとおりである。

表 3.2.43 特定工場等において発生する振動の規制基準

対象区域	時間区分	
	昼間	夜間
(対象時間)	8時～19時	19時～8時
第1種区域	60dB	55dB
第2種区域		
(対象時間)	8時～20時	20時～8時
第3種区域	65dB	60dB
第4種区域		

備考  
1.第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域とは、それぞれ以下に掲げる区域をいう  
第1種区域：良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域  
第2種区域：住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域  
第3種区域：住居の用にあわせて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域  
第4種区域：主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域  
2.第3種区域、第4種区域内で、学校、保育園、病院、患者を入院させる施設を有する診療所及び特別養護老人ホームの周囲おおむね50メートルの区域内にある工場、事業場の規制基準は、5dB減じた値である。

資料：「県条例の騒音・振動に関する規制基準および指定地域」(新潟県ホームページ)より作成

表 3.2.44 特定建設作業に伴って発生する振動の規制基準

規制内容	区域の区分	規制基準
敷地境界基準値	両区域	75dB(敷地境界)
作業禁止時刻	1号区域	19時～7時
	2号区域	22時～6時
1日当たりの作業時間	1号区域	10時間/日を超えないこと
	2号区域	14時間/日を超えないこと
作業期間	両区域	連続6日を超えないこと
作業禁止日	両区域	日曜日その他休日

備考  
1.1号区域：振動規制法の第1種区域、第2種区域のうち工業地域以外の地域、第2種区域の工業地域のうち、学校、病院等の敷地の周囲おおむね80mの地域  
2.2号区域：規制地域の内、1号区域以外の地域

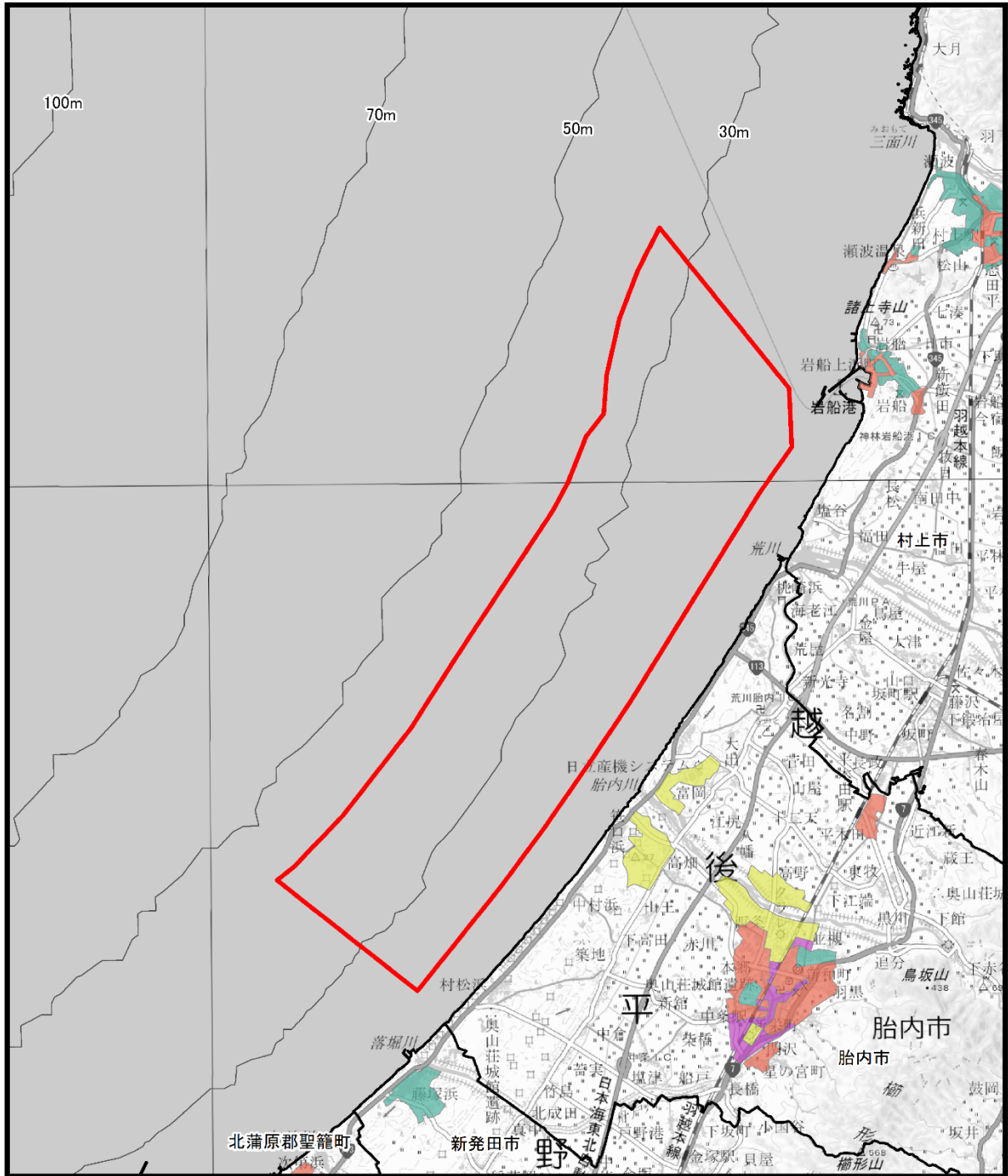
資料：「振動規制法の規制基準および指定地域」(新潟県ホームページ)より作成

表 3.2.45 道路交通振動に係る要請限度

区域/時間	昼間	夜間
(対象時間)	8時～19時	19時～8時
第1種区域	65dB	60dB
(対象時間)	8時～20時	20時～8時
第2種区域	70dB	65dB

注：第1種区域及び第2種区域は、振動規制法に基づく指定区域の区域区分をいう。

資料：「振動規制法施行規則」(昭和51年総理府令第58号)より作成



凡例

- |   |          |   |       |
|---|----------|---|-------|
|  | 事業実施想定区域 |  | 第1種区域 |
|  | 行政界      |  | 第2種区域 |
|  | 等深線      |  | 第3種区域 |
|   |          |  | 第4種区域 |



図 3.2.21 振動指定区域図



(c) 水質汚濁

工場及び事業所からの排水水については、「水質汚濁防止法」（昭和45年法律第138号）に基づき全国一律の排水基準が定められており、各物質の許容限度は表 3.2.46及び表 3.2.47に示すとおりである。本事業は有害物質等を排水する行為はないため、上記法令の規制対象事業には該当しない。

また、新潟県では「新潟県水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例」（昭和46年新潟県条例第46号）の上乗せ排水基準により事業所等からの排水規制を行っているが、本事業はこの条例の規制対象事業に該当しない。

表 3.2.46 水質汚濁防止法に基づく特定事業場に係る排水基準（有害物質）

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.03mgCd/L
シアン化合物	1mgCN/L
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNIに限る。）	1mg/L
鉛及びその化合物	0.1mgPb/L
六価クロム化合物	0.5mg-Cr(VI)/L
砒素及びその化合物	0.1mgAs/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg-Hg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L
トリクロロエチレン	0.1mg/L
テトラクロロエチレン	0.1mg/L
ジクロロメタン	0.2mg/L
四塩化炭素	0.02mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L
チウラム	0.06mg/L
シマジン	0.03mg/L
チオベンカルブ	0.2mg/L
ベンゼン	0.1mg/L
セレン及びその化合物	0.1mgSe/L
ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの10mgB/L 海域に排出されるもの 230mgB/L
ふっ素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの8mgF/L 海域に排出されるもの 15mgF/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 100mg/L
1,4-ジオキサン	0.5mg/L

備考

1. 「検出されないこと」とは、第二条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排水水の汚染状態を検定した場合において、その結果が該当検定方法の定量限界を下回ることをいう。

2. 砒素及びその化合物についての排出基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法令施行令の一部を改正する政令（昭和四十九年政令第三百六十三号）の施行の際現にゆう出している温泉（温泉法（昭和二十三年法律第百二十五号）第二条第一項に規定するものをいう。以下に同じ。）を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適応しない。

資料：「排水基準を定める省令」（昭和46年総理府令第35号）

表 3.2.47 水質汚濁防止法に基づく特定事業場に係る排水基準（生活環境項目）

項目	許容限度
水素イオン濃度 (pH)	5.8～8.6 (ただし海域は5.0～9.0)
生物化学的酸素要求量 (BOD)	160mg/L (日間平均120mg/L)
化学的酸素要求量 (COD)	160mg/L (日間平均120mg/L)
浮遊物質 (SS)	200mg/L (日間平均150mg/L)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	5mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	30mg/L
フェノール類含有量	5mg/L
銅含有量	3mg/L
亜鉛含有量	2mg/L
溶解性鉄含有量	10mg/L
溶解性マンガン含有量	10mg/L
クロム含有量	2mg/L
大腸菌群数	日間平均3,000個/cm <sup>3</sup>
窒素含有量	120mg/L (日間平均60mg/L)
燐含有量	16mg/L (日間平均8mg/L)

備考

- 「日間平均」による許容限度は、一日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- この表に掲げる排水基準は、一日当たりの平均的な排出水の量が五〇立方センチメートル以上である工場又は事業場に係る排出水について適用する。
- 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鋼を採掘する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排出水については適用しない。
- 水素イオン濃度、同含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間、適用しない。
- 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用し、科学的酸素要求量についての排水基準は、海域湖沼に排出される排出水に限って適用する。
- 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が一リットルにつき九、〇〇〇ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。
- 燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。

資料：「排水基準を定める省令」（昭和46年総理府令第35号）

(d) 悪臭

「悪臭防止法」（昭和46年法律第91号）では、知事が住民の生活環境を保全すべき地域を指定し、地域内の工場・事業場の事業活動に伴って発生する悪臭について物質濃度規制と臭気指数規制を設定している。村上市、胎内市、新発田市及び聖籠町は臭気指数規制が設定されており、敷地境界線上における規制基準及び区域区分は表 3.2.48及び表 3.2.49に、事業実施想定区域及びその周囲における規制地域は、図 3.2.22に示すとおりである。

表 3.2.48 (1) 悪臭防止法に基づく規制基準（敷地境界線上）

特定悪臭物質の種類	濃度
アンモニア	大気における含有率が百万分の一以上百万分の五以下
メチルメルカプタン	大気における含有率が百万分の〇・〇〇二以上百万分の〇・〇一以下
硫化水素	大気における含有率が百万分の〇・〇二以上百万分の〇・〇二以下
硫化メチル	大気における含有率が百万分の〇・〇一以上百万分の〇・二以下

表 3.2.48 (2) 悪臭防止法に基づく規制基準（敷地境界線上）

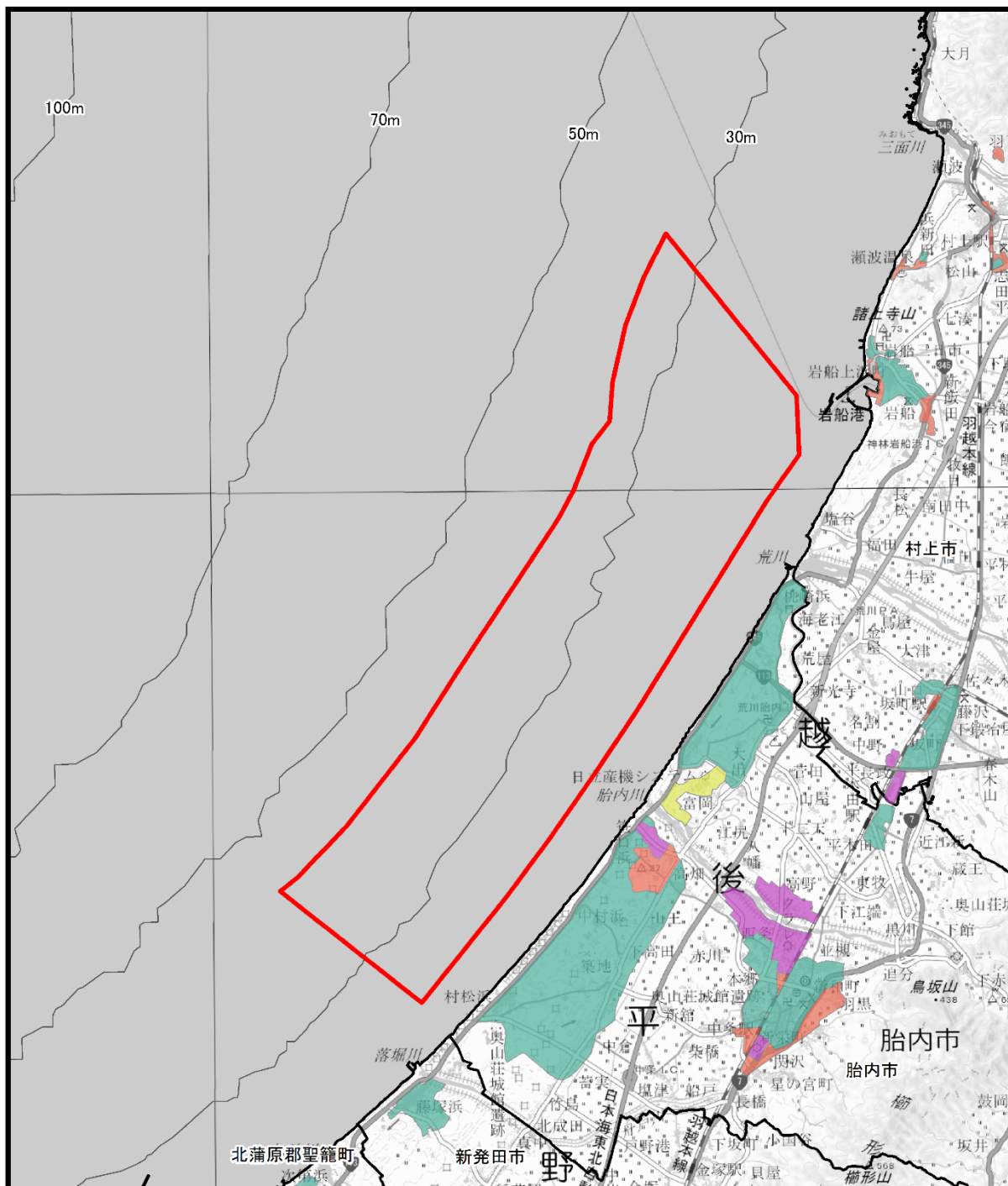
特定悪臭物質の種類	濃度
二硫化メチル	大気中における含有率が百万分の〇・〇〇九以上百万分の〇・一以下
トリメチルアミン	大気中における含有率が百万分の〇・〇〇五以上百万分の〇・〇七以下
アセトアルデヒド	大気中における含有率が百万分の〇・〇五以上百万分の〇・五以下
プロピオンアルデヒド	大気中における含有率が百万分の〇・〇五以上百万分の〇・五以下
ノルマルブチルアルデヒド	大気中における含有率が百万分の〇・〇〇九以上百万分の〇・〇八以下
イソブチルアルデヒド	大気中における含有率が百万分の〇・〇二以上百万分の〇・二以下
ノルマルバレルアルデヒド	大気中における含有率が百万分の〇・〇〇九以上百万分の〇・〇五以下
イソバレルアルデヒド	大気中における含有率が百万分の〇・〇〇三以上百万分の〇・〇一以下
イソブタノール	大気中における含有率が百万分の〇・九以上百万分の二十以下
酢酸エチル	大気中における含有率が百万分の三以上百万分の二十以下
メチルイソブチルケトン	大気中における含有率が百万分の一以上百万分の六以下
トルエン	大気中における含有率が百万分の十以上百万分の六十以下
スチレン	大気中における含有率が百万分の〇・四以上百万分の二以下
キシレン	大気中における含有率が百万分の一以上百万分の五以下
プロピオン酸	大気中における含有率が百万分の〇・〇三以上百万分の〇・二以下
ノルマル酪酸	大気中における含有率が百万分の〇・〇〇一以上百万分の〇・〇〇六以下
ノルマル吉草酸	大気中における含有率が百万分の〇・〇〇〇九以上百万分の〇・〇〇四以下
イソ吉草酸	大気中における含有率が百万分の〇・〇〇一以上百万分の〇・〇一以下

資料：「悪臭防止法」（昭和46年法律第91号）より作成

表 3.2.49 悪臭規制地域の指定状況

指定場所	市町村名
新潟県	田上町、刈羽村、出雲崎町 合計2町1村
市町村	新潟市、三条市、新発田市、加茂市、見附市、燕市、妙高市、上越市、佐渡市、魚沼市、聖籠町、長岡市、柏崎市、小千谷市、十日町市、村上市、糸魚川市、五泉市、阿賀野市、南魚沼市、胎内市、阿賀町、湯沢町 合計20市3町
合計	20市5町1村

資料：「悪臭防止法による規制地域及び規制基準の指定」（新潟県ホームページ）より作成



凡例

- 事業実施想定区域
- 行政界
- 等深線
- 第1種区域
- 第2種区域
- 第3種区域
- 第4種区域



図 3.2.22 悪臭指定区域図

(e) 水底の底質

海域における総水銀の暫定除去基準値は、「底質の暫定除去基準について」（昭和50年環水管第119号）に基づき、下記の計算式により算出した値以上と定められている。PCBは10ppm以上と暫定除去基準が定められている。

また、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」（昭和45年法律第136号）に基づき、水底土砂に係る判定基準が表 3.2.50に示すとおり定められている。対象事業の実施に当たり浚渫に伴う水底土砂が発生する場合には、同法に基づき適正な処理等が必要となる。

(海域における総水銀の暫定除去基準値の計算式)

$$C=0.18 \cdot \Delta H/J \cdot 1/S$$

ただし C : 総水銀の暫定基準値 (ppm)

ΔH : 平均潮差 (m)

J : 溶出率

S : 安全率

- (1) 平均潮差 (m) は、当該水域の平均潮差とする。ただし、潮汐の影響に比して副振動の影響を強く受ける海域においては、平均潮差に代えて次式によって算出した値とする。

$$\Delta H = \text{副振動の平均振幅 (m)} \times \frac{12 \times 60 \text{ (分)}}{\text{平均周期 (分)}}$$

- (2) 溶出率は、当該水域の比較的高濃度に汚染されていると考えられる4地点以上の底質について、「底質調査方法」の溶出試験により溶出率を求め、その平均値を当該水域の底質の溶出率とする。
- (3) 安全率は、当該水域及びその周辺の漁業の実態に応じて、次の区分により定めた数値とする。なお、地域の食習慣等の特殊事情に応じて安全率を更に見込むことは差し支えない。
- 1) 漁業が行われていない水域においては、10とする。
  - 2) 漁業が行われている水域で、底質及び底質に付着している生物を摂取する魚介類（エビ、カニ、シャコ、ナマコ、ボラ、巻貝類等）の漁獲量の総漁獲量に対する割合がおおむね1/2以下である水域においては、50とする。
  - 3) 2)の割合がおおむね1/2を越える水域においては、100とする。

表 3.2.50 水底土砂に係る判定基準

項目	判定基準	
アルキル水銀化合物	アルキル水銀化合物につき検出されないこと。	
水銀又はその化合物	検液 1 リットルにつき	0.005mg 以下
カドミウム又はその化合物	検液 1 リットルにつき	0.1mg 以下
鉛又はその化合物	検液 1 リットルにつき	0.1mg 以下
有機りん化合物	検液 1 リットルにつき	1mg 以下
六価クロム化合物	検液 1 リットルにつき	0.5mg 以下
ヒ素又はその化合物	検液 1 リットルにつき	0.1mg 以下
シアン化合物	検液 1 リットルにつき	1mg 以下
ポリ塩化ビフェニル	検液 1 リットルにつき	0.003mg 以下
銅又はその化合物	検液 1 リットルにつき	3mg 以下
亜鉛又はその化合物	検液 1 リットルにつき	2mg 以下
ふつ化物	検液 1 リットルにつき	15mg 以下
トリクロロエチレン	検液 1 リットルにつき	0.3mg 以下
テトラクロロエチレン	検液 1 リットルにつき	0.1mg 以下
ベリリウム又はその化合物	検液 1 リットルにつき	2.5mg 以下
クロム又はその化合物	検液 1 リットルにつき	2mg 以下
ニッケル又はその化合物	検液 1 リットルにつき	1.2mg 以下
バナジウム又はその化合物	検液 1 リットルにつき	1.5mg 以下
有機塩素化合物	試料 1 キログラムにつき	40mg 以下
ジクロロメタン	検液 1 リットルにつき	0.2mg 以下
四塩化炭素	検液 1 リットルにつき	0.002mg 以下
1,2-ジクロロエタン	検液 1 リットルにつき	0.04mg 以下
1,1-ジクロロエチレン	検液 1 リットルにつき	1mg 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1 リットルにつき	0.4mg 以下
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1 リットルにつき	3mg 以下
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1 リットルにつき	0.06mg 以下
1,3-ジクロロプロペン	検液 1 リットルにつき	0.02mg 以下
チウラム	検液 1 リットルにつき	0.06mg 以下
シマジン	検液 1 リットルにつき	0.03mg 以下
チオベンカルブ	検液 1 リットルにつき	0.2mg 以下
ベンゼン	検液 1 リットルにつき	0.1mg 以下
セレン又はその化合物	検液 1 リットルにつき	0.1mg 以下
1,4-ジオキサン	検液 1 リットルにつき	0.5mg 以下
ダイオキシン類	検液 1 リットルにつき	10pg-TEQ 以下

## 備考

- この表に掲げる基準は、第四条の規定に基づき環境大臣が定める方法により廃棄物に含まれる各号上欄に掲げる物質を溶出させた場合における当該各号下欄に掲げる物質の濃度として表示されたものとする。
- 「検出されないこと」とは、第四項の規定に基づき環境大臣が定める方法により検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

資料：「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令五条第一項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令」（昭和 48 年総理府令第 6 号）

(f) 土壌汚染

「土壌汚染対策法」(平成14年法律第53号)における指定区域の指定に係る特定有害物質とその指定基準は、表 3.2.51に示すとおりである。

村上市、胎内市、新発田市及び聖籠町における土壌汚染対策法第6条第1項に基づく指定状況は、令和2年度末において要措置区域は2区域(新発田市1区域、胎内市1区域)、形質変更時要届出区域は、6区域(新発田市3区域、村上市2区域、胎内市1区域)となっている。事業実施想定区域及び海岸域での指定は行われていない。

表 3.2.51 土壌汚染対策法に基づく特定有害物質とその指定基準

特定有害物質	分類	地下水等の摂取によるリスク	直接摂取によるリスク
		土壌溶出量基準	土壌含有量基準
		(mg/L以下)	(mg/kg以下)
クロロエチレン	第1種特定有害物質 (揮発性有機化合物)	0.002	—
四塩化炭素		0.002	—
1,2-ジクロロエタン		0.004	—
1,1-ジクロロエチレン		0.1	—
シス-1,2-ジクロロエチレン		0.04	—
1,3-ジクロロプロペン		0.002	—
ジクロロメタン		0.02	—
テトラクロロエチレン		0.01	—
1,1,1-トリクロロエタン		1	—
1,1,2-トリクロロエタン		0.006	—
トリクロロエチレン		0.01	—
ベンゼン	0.01	—	
カドミウム及びその化合物	第2種特定有害物質 (重金属等)	0.003	45
六価クロム化合物		0.05	250
シアン化合物		不検出	遊離シアン50
水銀及びその化合物		水銀0.0005(アルキル水銀不検出)	15
セレン及びその化合物		0.01	150
鉛及びその化合物		0.01	150
砒素及びその化合物		0.01	150
ふっ素及びその化合物		0.8	4000
ほう素及びその化合物	1	4000	
シマジン	第3種特定有害物質 (農薬等)	0.003	—
チオベンカルブ		0.02	—
チウラム		0.006	—
ポリ塩化ビフェニル		不検出	—
有機りん化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン、EPNIに限る。)		不検出	—

資料:「土壌汚染対策法」(平成14年法律第53号)

(2) その他環境保全計画等

新潟県で定めている環境関係条例等について、表 3.2.52に示す。

表 3.2.52 新潟県で定めている環境関係条例等

区分	名称	制定年月日
環境保全の 基本	新潟県環境基本条例	平成7年7月10日
	新潟県地域環境保全基金条例	平成2年3月28日
	新潟県環境影響評価条例	平成11年10月22日
	新潟県環境影響評価条例施行規則	平成12年2月1日
	新潟県環境影響評価技術指針の策定	平成12年4月21日
廃棄物	新潟県産業廃棄物等の適正な処理の促進に関する条例	平成16年12月27日
	新潟県産業廃棄物等の適正な処理の促進に関する条例施行規則	平成17年2月1日
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則	昭和52年6月30日
	新潟県産業廃棄物税基金条例	平成16年3月30日
	新潟県使用済自動車の再資源化等に関する法律施行細則	平成16年6月15日
	新潟県浄化槽法施行細則	昭和60年10月1日
	新潟県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例	昭和60年7月16日
	新潟県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則	昭和60年10月1日
大気、水 質、悪臭、 騒音、振動	大気汚染防止法に基づく排出基準を定める条例	昭和46年12月22日
	新潟県アスベストの排出及び飛散の防止等に関する条例	平成17年12月27日
	新潟県水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例	昭和46年10月25日
	公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定	昭和48年4月20日
	悪臭防止法による規制地域及び規制基準の指定	平成15年12月12日
	騒音規制法による騒音規制地域指定	昭和47年4月1日
	特定建設作業に伴って発生する騒音規制	昭和47年4月1日
	騒音規制法による自動車騒音の要請限度を適用する区域の指定	平成12年3月31日
	騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定	平成11年4月1日
	新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域類型指定	昭和52年4月30日
	振動規制法による地域指定及び特定工場等に係る規制基準	昭和53年3月30日
	振動規制法施行規則による区域及び時間の指定	昭和53年3月30日
その他	新潟県自然環境保全条例	昭和48年4月2日
	新潟県立自然公園条例	昭和43年12月26日
	新潟県立浅草山麓エコ・ミュージアム条例	平成13年3月30日
	新潟県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則	平成15年4月15日
	鳥獣の保護繁殖上一般に支障がないと認められる行為の指定	平成15年4月15日
	新潟県特定野生鳥獣の管理及び有効活用の推進に関する条例	平成26年12月25日
	新潟県希少野生動植物保護条例	令和3年3月30日

資料：「新潟県例規集」（令和4年2月1日）より一部抜粋



(3) 自然関係法令等

① 自然公園法に規定する国立・国定公園

国立公園は、わが国の風景を代表する傑出した自然の風景地を環境大臣が指定するもので、2021年現在においては全国で34ヶ所が指定されている。

このうち新潟県には、磐梯朝日国立公園及び上信越高原国立公園がある。国定公園は、国立公園に準ずる優れた自然の風景地を環境大臣が指定するもので、2021年現在においては全国で57ヶ所が指定されている。新潟県では、越後三川只見国定公園が指定されている。国立公園および国定公園ともに、事業実施想定区域には、該当する公園はない。

② 自然環境保全法及び自然環境保全条例に規定する指定地域

自然環境保全地域は、自然環境保全法及び都道府県条例に基づき、自然環境の保全や生物の多様性の確保のために指定された地域である。

原生自然環境保全地域、自然環境保全地域及び沖合海底自然環境保全地域は、環境大臣が指定し、都道府県自然環境保全地域は、都道府県条例により指定される。

新潟県では、自然環境の適正な保全を総合的に推進し、現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とし、新潟県自然環境保全条例を昭和48年に制定し、自然環境の保全を目的として自然環境保全地域等の指定等施策や事業を実施している。

2021年現在、新潟県では、自然環境保全地域の指定はなく、都道府県自然環境保全地域が23か所（2008,42ha）が指定されている。村上市では、「鳴海山」、「鈴ヶ滝」、「明神岩」の3ヶ所、胎内市では、「宮久」、「桃崎浜」の2ヶ所、新発田市では、「俎倉山」、「中峰」の2ヶ所が指定されているが、事業実施想定区域及びその周囲においては「桃崎浜」が該当する（図 3.2.23参照）。

また、新潟県内では、新潟県の貴重な自然環境を適切に保全するため、新潟県自然環境保全条例により緑地環境保全地域が9ヶ所指定されている。聖籠町では、「山王森」の1ヶ所が指定されているが、事業実施想定区域及びその周囲においては、該当はない。

表 3.2.53 新潟県の自然環境保全地域

地域名	位置	面積 (ha)	土地所有 別	指定 年月日	自然環境の特色	備考
ばんたいあさひ 磐梯朝日国立公園 いいで 飯豊地域	新発田市	6,172	国有地	S25.9.5	飯豊連峰の山麓・山腹は原生的な森林に覆われており、ブナ原生林をはじめ、原始的な景観が残っている。	特別保護地区 (2,063) 第1特別地域 (2,812) 第2種特別地域 (1,297)

資料：「日本の国立公園」令和2年3月31日現在（環境省ホームページ）

表 3.2.54 新潟県の都道府県自然環境保全区

地域名	位置	面積 (ha)	土地所有 別	指定 年月日	自然環境の特色	備考
ももぎきほま 桃崎浜自然環境保 全地域	胎内市桃 崎浜の砂 丘地帯	17	海岸 (全域普 通地区)	S59.3.30	県内の海岸砂丘植生を構成 する主な植物が集団的に生 育し、優れた自然環境が残 されている。	

資料：新潟県ホームページ：環境局対策課2022年4月1日現在

③ 自然公園条例で指定されている県立自然公園

県立自然公園は、新潟県内にある優れた風景地を条例に基づき知事が指定したもので、現在、新潟県内には13ヶ所の県立自然公園がある。事業実施想定区域及びその周囲には、2つの県立自然公園が指定されている（表 3.2.55及び図 3.2.23参照）。

表 3.2.55 県立自然公園

公園名	指定年月日	総面積	備考
瀬波笹川流れ粟島県立自然公園	S34.3.24	2,340	村上市他
胎内市二王子県立自然公園	S34.3.24	13,686	胎内市他

出典：「県立自然公園」令和4年4月1日現在（新潟県ホームページ）

④ 鳥獣保護区の指定状況

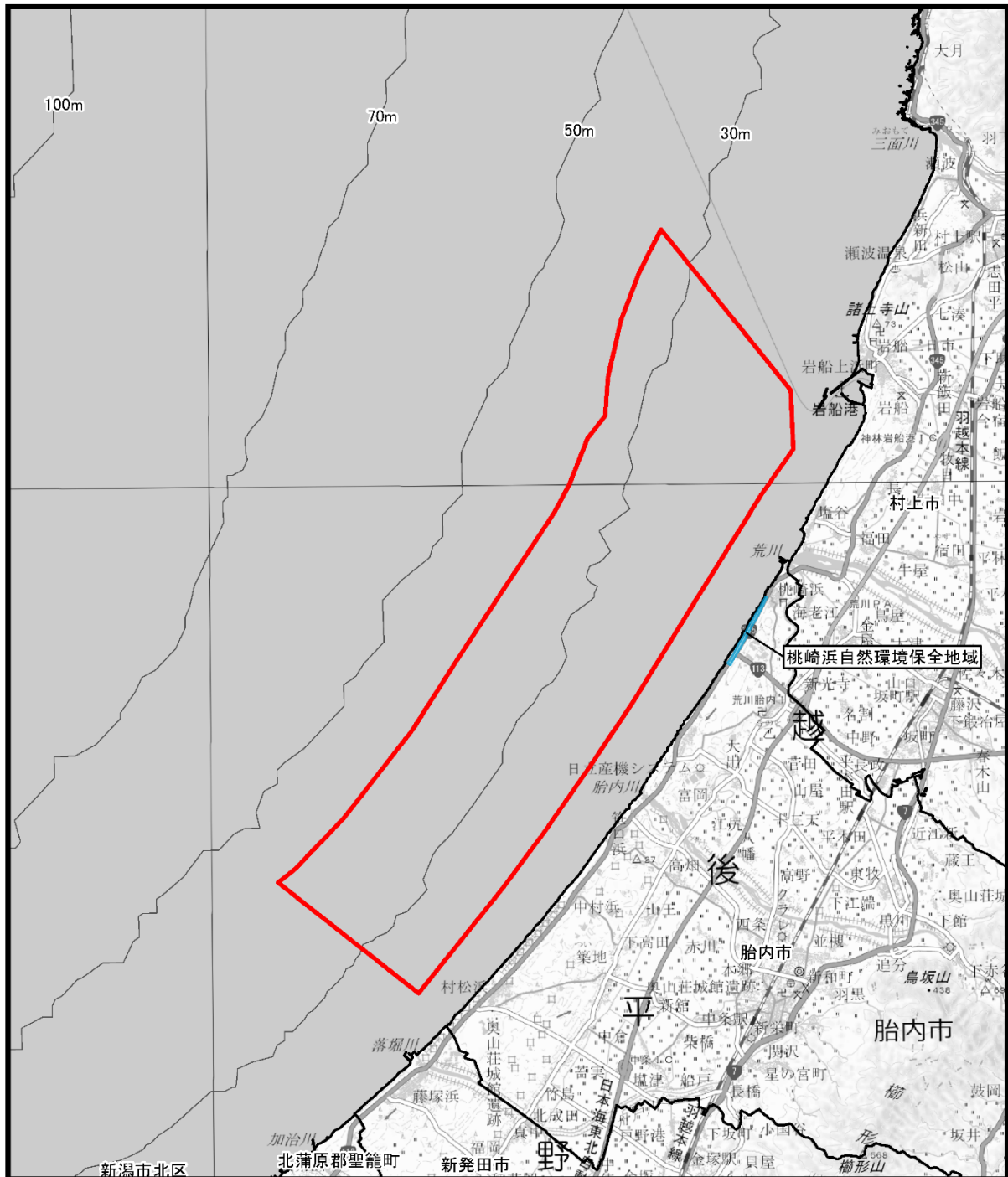
「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」では、鳥獣の生息環境を保全、保護することを目的に鳥獣保護区を指定している。

事業実施想定区域およびその周囲の鳥獣保護区等の指定状況は、表 3.2.56及び図 3.2.25に示すとおりである。

表 3.2.56 事業実施想定区域およびその周囲の鳥獣保護区等の指定状況

番号	名称	所在地	面積 (ha)	うち特別 保護区面積	期間終了	備考
					年月日	
1	瀬波鳥獣保護区	村上市地内	637	—	令和 6.10.31	県指定
2	お墓場鳥獣保護区	村上市地内	418	—	令和 6.10.31	県指定
3	乙鳥獣保護区	胎内市地内	656	—	令和 8.10.31	県指定
4	鼓岡鳥獣保護区	胎内市地内	84	—	令和 9.10.31	県指定
5	貝屋鳥獣保護区	新発田市地内	5	—	令和 7.10.31	県指定
6	原巻鳥獣保護区	胎内市地内	42	—	令和 4.10.31	県指定
7	藤塚浜鳥獣保護区	新発田市地内	203	—	令和 13.10.31	県指定

資料：「令和3年度版新潟県鳥獣保護区等位置図について」（新潟県ホームページ）



- 凡例**
- 事業実施想定区域
  - 自然環境保全地域
  - 普通地区
  - 行政界
  - 等深線

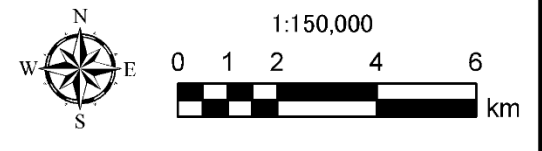
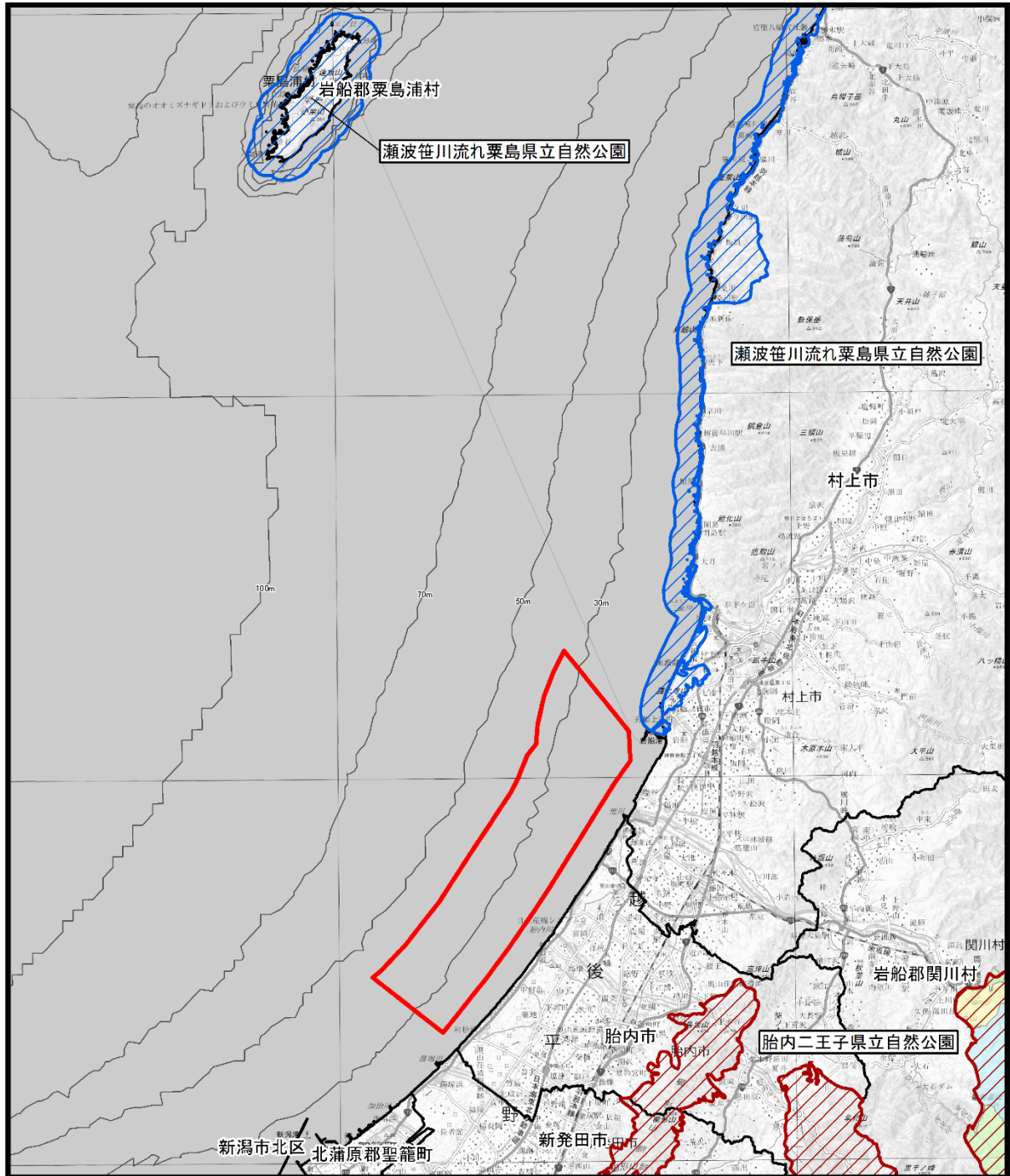


図 3.2.23 事業実施想定区域およびその周囲の自然環境保全地域



凡例




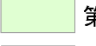




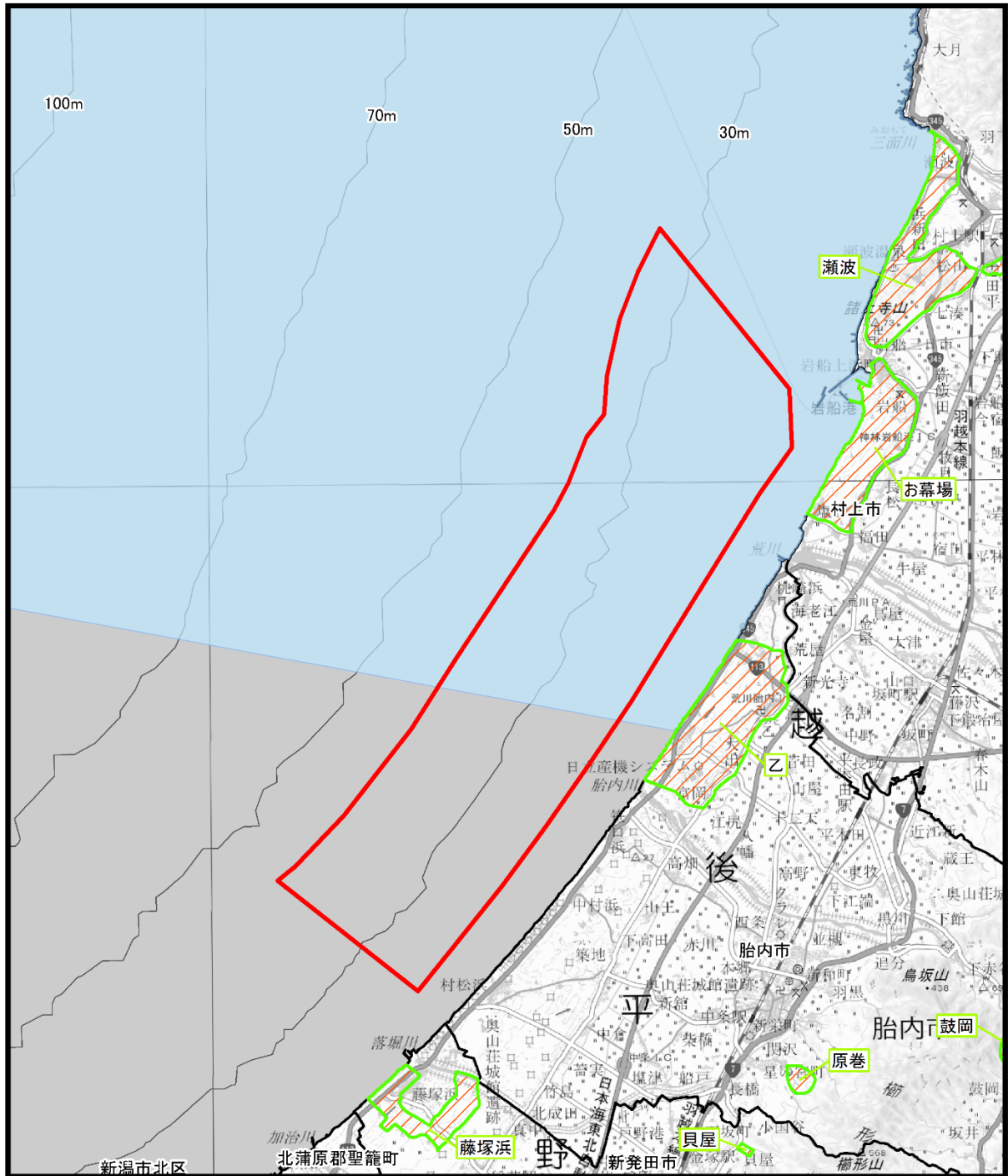
- |   |                |   |         |
|---|----------------|---|---------|
|  | 事業実施想定区域       |  | 第2種特別地域 |
|  | 行政界            |  | 第3種特別地域 |
|  | 等深線            |  | 普通地域    |
|  | 瀬波笹川流れ粟島県立自然公園 |   |         |
|  | 胎内二王子県立自然公園    |   |         |



図 3.2.24 事業実施想定区域区域およびその周囲の県立自然公園



凡例

- 事業実施想定区域
- 鳥獣保護区
- 行政界
- マリンIBA
- 等深線



1:150,000

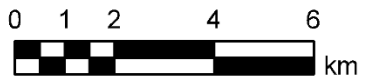


図 3.2.25 事業実施想定区域区域およびその周囲の鳥獣保護区等の指定状況

⑤ 都市計画法に基づく風致地区の設定の状況

事業実施想定区域及びその周囲には、風致地区の指定がない。

⑥ 国土防災に係る指定区域

事業実施想定区域及びその周囲における、「土砂災害防止法」（平成12年法律第57号）に基づく土砂災害警戒区域の位置は、図 3.2.26 に示すとおりであり、事業実施想定区域は指定がない。

「地すべり等防止法」（昭和33年法律第30号）に基づく地すべり防止区域、「砂防法」（明治30年法律第29号）に基づく砂防指定地、「急傾斜地法」（昭和44年法律第57号）に基づく急傾斜地崩壊危険箇所は、事業実施想定区域及びその周囲にはない。

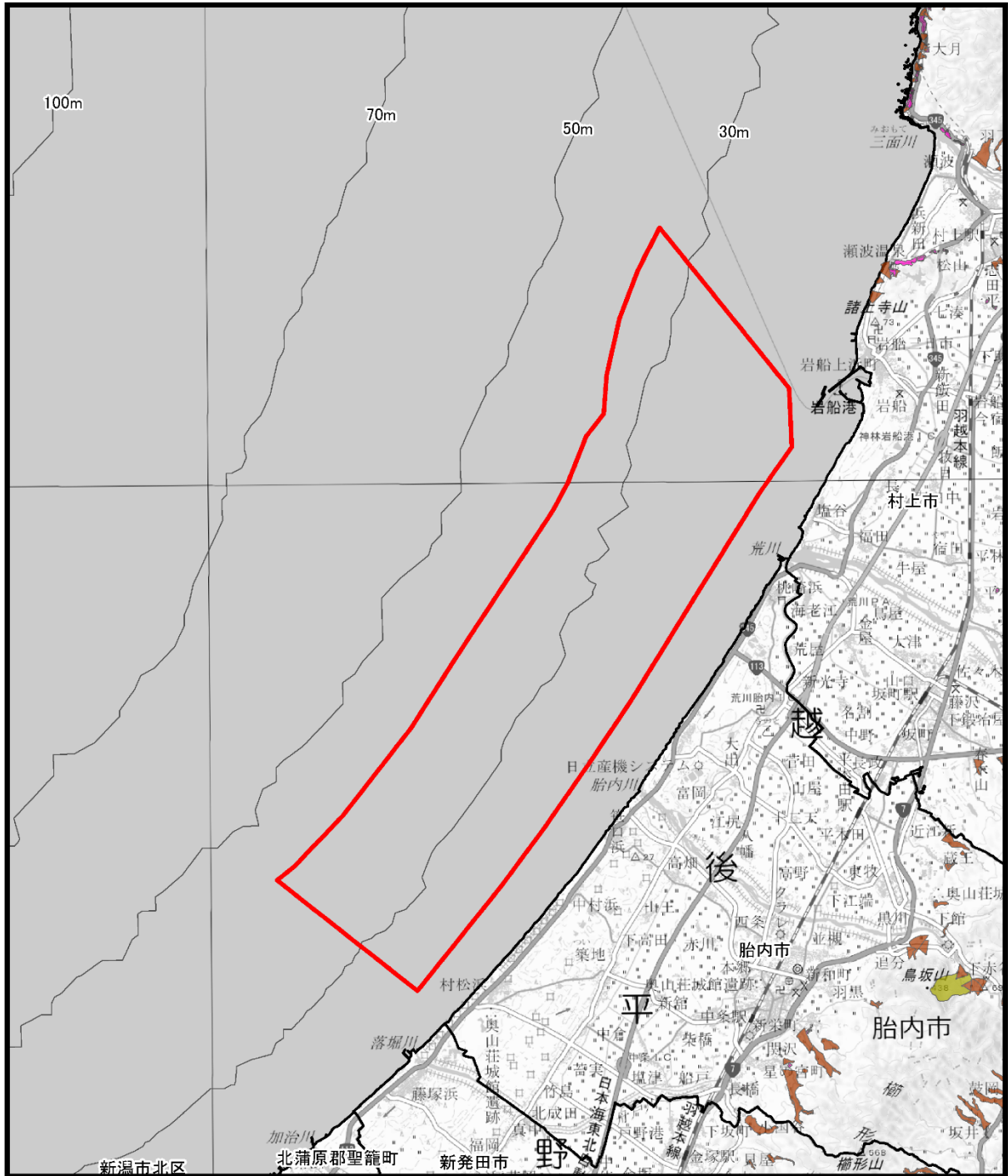
⑦ 保安林の指定状況

「森林法」に基づく保安林の指定状況は、表 3.2.57および図 3.2.27に示すとおりである。

表 3.2.57 新潟県の保安林指定状況

区分	新潟県			市町村			
	国有林面積 (ha)	民有林面積 (ha)	合計 (ha)	村上市 (ha)	胎内市 (ha)	聖籠町 (ha)	新発田市 (ha)
水源かん養保安林	227,021	96,277	323,298	48,039	9,772		19,058
土砂流出防備保安林	32,860	62,444	95,304	9,676	3,316		3,126
土砂崩壊防備保安林	181	1,304	1,485	131	55		36
飛砂防備保安林	51	1,372	1,423	8	317	46	52
防風保安林	352	209	561	351			
水害防備保安林	2	22	24				7
潮害防備保安林	0.0031	3.5	4				
干害防備保安林	161	358	519	91	18		76
なだれ防止保安林	350	2,386	2,736	74			0.1
落石防止保安林		32	32				
魚つき保安林		9	9	5			
航行目標保安林		2	2	2			
保健保安林	921	393	1,314	54	21		1
風致保安林	0.7	78	79	23			0.3
<b>合計（実面積）</b>	<b>261,901</b>	<b>164,888</b>	<b>426,789</b>	<b>58,455</b>	<b>13,498</b>	<b>46</b>	<b>22,357</b>
合計（兼種面積）外数	7,000	13,345	20,344	1,734	189	0	41

資料：「新潟県の保安林指定面積 令和3年3月31日時点」（新潟県ホームページ）



- 凡例
- 事業実施想定区域
  - 行政界
  - 等深線
  - 急傾斜地の崩壊
  - 土石流
  - 地滑り

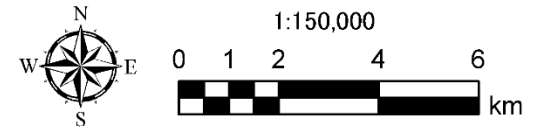
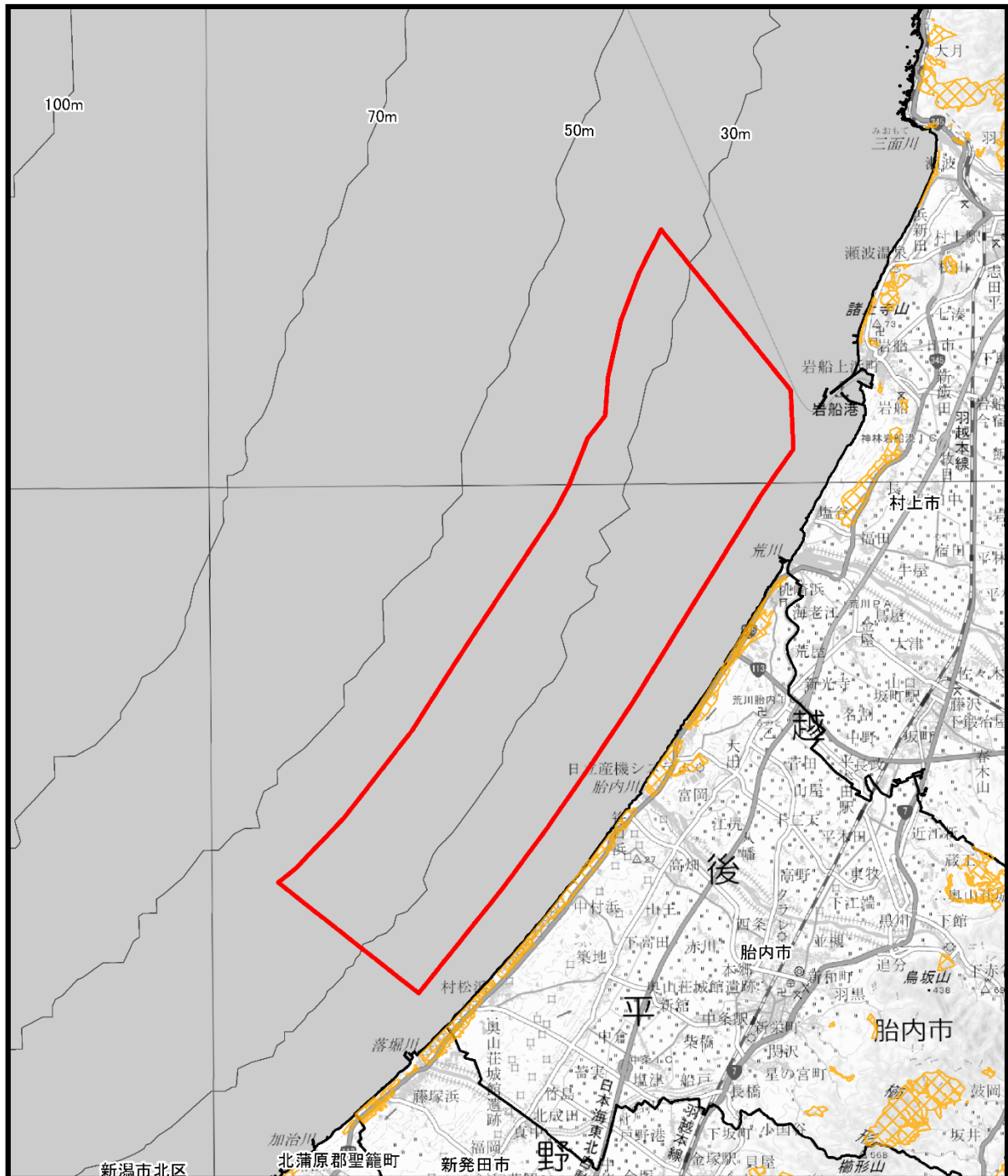


図 3.2.26 土砂災害警戒区域の位置



凡例

- 事業実施想定区域
- 行政界
- 等深線
- 保安林

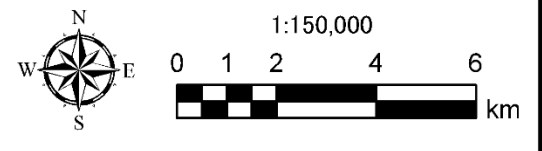


図 3.27 保安林の指定状況



⑧ 史跡・名勝・天然記念物

村上市、胎内市、聖籠町及び新発田市における「文化財保護法」（昭和25年法律第214号）に基づく史跡、名勝及び天然記念物は表3.2.58に示すとおりである。事業実施想定区域は、洋上のため、これら史跡、名勝及び天然記念物は存在しない。

表 3.2.58 (1) 事業実施想定区域及びその周囲における史跡、名勝及び天然記念物

項目	区分	種別	名称	指定年月日	所在地
村上市※1	国指定文化財	記念物 史跡	平林城跡	昭和53年9月18日	葛箆山ほか
			村上城跡	平成5年6月8日 追加平成14年3月19日 追加平成14年12月19日	本町字臥牛山ほか
			山元遺跡	平成28年10月3日	卜助淵
		天然記念物	菅堅八幡宮社叢	昭和3年1月31日	勝本
			笹川流	昭和2年9月5日	浜新保～寒川
		重要文化財 建造物	若林家僕宅 附 旧床板	昭和52年1月28日 追加平成3年5月31日	三之町
			浄念寺本堂附 棟札・造営絵図	平成3年5月31日	寺町
			馬場館跡	平成16年3月30日	金屋
		県指定文化財	記念物 史跡	人葉沢城跡	平成8年3月29日
	石船神社社叢			昭和33年3月5日	岩船三日淑
	天然記念物		小俣の白山神社の人スギ	平成1年3月31日	小俣
			有形文化財 建造物	西奈知羽黒神社境内摂社神明宮本殿	昭和44年3月25日
	市指定文化財	記念物 史跡	旧村上城石垣・石段	昭和55年10月22日	三之町
			金毘羅神社昇降石段	昭和52年7月18日	貝附
			経塚	平成1年9月1日	里本庄
			中継の一里塚	平成9年3月27日	中継 OI 内神社境内)
		天然記念物	ごようまつ	昭和54年11月1日	羽黒J(光徳寺境内)
			もみ2本	昭和54年11月1日	門前(耕雲寺境内)
			いちよう	昭和54年11月1日	瀬波上町(人龍寺境内)
			けやき	昭和54年11月1日	久保多町(秋葉神社境内)
			くぬぎ	昭和54年11月1日	八日市(神明宮境内)
			こうやまき	昭和54年11月1日	羽黒J(光徳寺境内)
			かりん	昭和54年11月1日	肴町(観音寺境内)
			たかおもみじ	昭和54年11月1日	小町(安善寺境内)
			けやき	昭和54年11月1日	山辺里(船魂十二所神社境内)
			うらじろがし	昭和54年11月1日	羽黒町(西奈彌羽黒神社境内)
			しい	昭和54年11月1日	三之町
			若林家住宅庭園	昭和54年11月1日	三之町(若林家住宅)
			人杉群生林H株	昭和52年7月18日	貝附
			熊野神社の七本杉1株	昭和52年3月29日	布部(熊野神社境内)
			平林神社のけやき	平成24年3月19日	平林(平林神社境内)
		小岩内の姥杉	平成26年4月25日	小岩内	
		有形文化財 建造物	弁天堂	昭和47年12月25日	肴町
問部詮房御言屋					
問部詮房御言屋御門			昭和57年4月20日	寺町	
問部詮房墓碑					
旧嵩岡家住宅			昭和62年12月11日	庄内町(記念公園内)	
旧岩間家住宅			平成4年9月21日	庄内町(記念公園内)	
旧成田家住宅			平成5年3月25日	新町	
旧藤井家住宅			平成6年9月26日	堀片(記念公園内)	
福崎・佐藤家住宅			平成11年1月25日	杉原 ※解体前	
耕雲寺山門			平成17年8月26日	門前	
石継神社境内天満宮			平成8年7月10日	海老江	
人雄寺境内弁天堂			平成8年7月10日	金屋	
保呂羽堂			平成19年11月20日	平林	
浅間神社	平成3年3月31日		岩石		
浅間神社内宮殿	平成3年3月31日		岩石		
観音堂	平成4年1月24日		温出		
藤基神社社殿	昭和55年10月22日		三之町		
藤基神社社殿附属建造物	昭和55年10月22日		三之町		

表 3.2.58 (2) 事業実施想定区域及びその周囲における史跡、名勝及び天然記念物

項目	区分	種別	名称	指定年月日	所在地
胎内市 ※2	国指定 文化財	史跡	奥山荘城館遺跡	昭和 59 年 10 月 3 日	新発田市
			江上館跡	昭和 59 年 10 月 3 日	本郷町
			鳥坂城跡	昭和 59 年 10 月 3 日	羽黒
			倉田城跡	昭和 59 年 10 月 3 日	関沢
			野中石塔婆群	昭和 59 年 10 月 3 日	野中
			小鷹宮境内地	昭和 59 年 10 月 3 日	村松浜
			韋駄天然記念物山遺跡	平成 6 年 3 月 30 日	平木田
			黒川城跡	平成 6 年 3 月 30 日	下館
			蔵王権現遺跡	平成 6 年 3 月 30 日	蔵王
			臭水油坪	平成 6 年 3 月 30 日	塩谷
	坊城館跡	平成 18 年 1 月 26 日	西本町		
	古館館跡	平成 18 年 1 月 26 日	古館		
	登録有形文化財	野澤家住宅主屋	平成 19 年 5 月 15 日	荒井浜	
	建造物	乙宝寺三重塔附棟札一枚	大正 12 年 3 月 28 日	乙宝寺	
	県指定 文化財	建造物	弁天然記念物堂	昭和 30 年 2 月 9 日	乙宝寺
			熊野若宮神社宮殿附棟札一枚	昭和 52 年 3 月 31 日	東本町
			乙の八所神社宮殿	平成 5 年 3 月 30 日	乙宝寺
		天然記念物	黒川の八反榎	昭和 27 年 12 月 10 日	下館
			地本のミズバシヨウ群落	昭和 38 年 3 月 22 日	地本
夏井の大波石	平成 22 年 3 月 23 日		夏井		
黒川のくそうず	平成 4 年 3 月 27 日	下館			
市指定 文化財	建造物	金刀比羅神社本殿	平成 5 年 7 月 1 日	村松浜	
	史跡	大沢遺跡	昭和 50 年 5 月 1 日	関沢	
		分谷地 A 遺跡	平成 14 年 2 月 27 日	熱田坂	
	天然記念物	一之堰の犬樺	昭和 46 年 12 月 1 日	下館	
		鎌江の枝垂杉	昭和 46 年 12 月 1 日	鎌江	
		乙宝寺のオオバカシ	昭和 48 年 4 月 1 日	乙宝寺	
		じゅんさい池	昭和 50 年 4 月 3 日	栗木野新田	
		鼓岡の大杉	昭和 50 年 12 月 12 日	鼓岡	
		お不動様の大杉	昭和 50 年 12 月 12 日	下荒沢	
		馬頭観音の大権	昭和 50 年 12 月 12 日	下赤谷	
		榎(カヤ)	昭和 57 年 1 月 7 日	羽黒	
		きのとざくら	平成 1 年 8 月 1 日	乙宝寺	
		黒川の傘松根株	平成 5 年 8 月 25 日	下館	
		山王のミツガシワ	平成 8 年 4 月 1 日	山王	
夏井の保谷池		夏井			
夏井の大樺	平成 22 年 4 月 20 日	夏井			

表 3.2.58 (3) 事業実施想定区域及びその周囲における史跡、名勝及び天然記念物

項目	区分	種別	名称	指定年月日	所在地
聖籠町※3	町指定文化財	史跡	旧枝神社境内地	昭和53年11月3日	次第浜字香-沢
			旧市川神社境内地	昭和53年11月3日	位守町
		天然記念物	値上がり松	昭和57年11月3日	次第浜
		有形文化財建造物	宝積院観音寺観音堂	昭和53年11月3日	諏訪山
			仁王門	昭和53年11月3日	諏訪山
			大野家表門	昭和53年11月3日	諏訪山
絆己楼	昭和53年11月3日		諏訪山		
新発田市※4	国指定文化財	記念物	奥山荘城館遺跡金山城跡	昭和59年10月3日	新発田市金山ほか
		史跡	椽平サクラ樹林	昭和9年1月22日	貝屋
		重要文化財建造物	新発田城表門 附板札	昭和32年6月18日	大手町
			旧二の丸隅櫓 附棟札	昭和32年6月18日	大手町
			旧新発田藩足軽長屋	昭和44年12月18日	諏訪町
		記念物名勝	旧新発田藩下屋敷(清水谷御殿)庭園	平成15年8月27日	大栄町
	および五十公野御茶屋庭園			五十公野	
	県指定文化財	天然記念物	貝屋のお葉附イチョウ樹	昭和31年3月23日	貝屋
		有形文化財建造物	市島家住宅	昭和37年3月29日	天王
	市指定文化財	有形文化財建造物	宝光寺山門 附棟札、山門絵図	昭和50年8月1日	宝光寺
			旧新発田藩石黒家住宅	平成11年8月18日	大栄町
			紫雲閣(旧白勢家観音堂)	平成23年12月7日	大栄町
			宝光寺経蔵	昭和50年8月1日	宝光寺
			菅谷寺本堂及び山門本堂、山門附本堂棟札、山門棟札、山門版木	平成27年4月3日	菅谷
			間藤家住宅主屋及び土蔵並びに門小屋、附主屋棟札、土蔵棟		
		記念物史跡	旧会津街道一里塚	昭和48年1月25日	
			新発田城跡	平成14年1月7日	大手町
			新発田藩主溝口家墓所	平成21年3月4日	大手町
			溝口勝政墓	平成22年12月2日	託明寺
			加治城跡	平成28年4月5日	宮内
天然記念物		滝沢のミズバショウ群落		滝沢	
		旧会津街道松並木		大槻	

資料：①「村上市の文化財産一覧」（令和4年4月1日現在）（村上市ホームページ）

②「胎内市の文化財産一覧」（平成23年1月1日現在）（胎内市ホームページ）

③「せいらまの文化財と昔ばなし」（平成23年10月発行）（聖籠町ホームページ）

④「新発田市指定文化財一覧」（令和3年7月現在）（新発田市ホームページ）

#### ⑨ 遺跡

新潟県の遺跡については、文化財指定の遺跡等も存在し、事業実施想定区域及びその周囲における遺跡は、表 3.2.59及び図 3.2.28に示すとおりである。

さらに遺跡に関しては、新潟県のホームページの中で、「新潟県の遺跡地図は、令和3年2月26日現在のもの、海中遺跡地図は平成30年9月1日現在のものになります。最新の情報が反映されていない可能性があるのでご注意ください。」「通常、遺跡は地下に埋蔵されているので、範囲は必ずしも確定的なものではありません。また、新たに発見される場合や範囲に変更がある場合もあります。詳細については、所在地の市町村教育委員会に必ずご確認ください。」と紹介されており、最新情報の入手、対象市町村での確認・協議を必要とする。

#### ⑩ 農用地

事業実施想定区域及びその周囲における「農業振興地域の整備に関する法律」（昭和44年法律第58号）に基づく農用地区域及び農業地域の指定状況は、図 3.2.29に示すとおりである。事業実施想定区域は洋上のため、これらの地域を含まない。

#### ⑪ 海岸保全区域

事業実施想定区域の東側の海岸を含む村上市、胎内市、新発田市及び聖籠町の海岸全域が「海岸法」（昭和31年法律101号）に基づく海岸保全区域に指定されている（図 3.2.30参照）。事業実施想定区域には指定がない。

表 3.2.59 (1) 事業実施想定区域及びその周囲における遺跡一覧

NO	市町村	遺跡名	所在地	時代	種別
1	村上市 (1/4)	砂山	八日市字上ノ山	弥	遺物包含地
2		滝ノ前	岩ヶ崎	弥	集落跡
3		六枚橋下	岩船字腰巻	古墳	遺物包含地
4		宮ノ上	岩船字宮ノ上	古墳	集落跡
5		岩船大沢	岩船字大沢	古墳	遺物包含地
6		土門跡	岩船字門前	古代	遺物包含地
7		薬師山下	岩船字薬師山下	古代	遺物包含地
8		竹の花	岩船字十町歩	古代	遺物包含地
9		松木田	岩船字松木田	古代	遺物包含地
10		ハナレ山	岩船字宮ノ上	古代	遺物包含地
11		第一観音	岩船字寺山	古墳・古代	散布地
12		清水沢	岩船字長山	古墳	遺物包含地
13		はげ	岩船字ハゲ	古代	集落跡
14		三十刈	三日市字長峯	古代	集落跡
15		塚の越	瀬波字塚ノ越	平	遺物包含地
16		堂ノ下	岩船字堂ノ下	平	遺物包含地
17		二千刈	岩船字二千刈	古代	遺物包含地
18		榎清水	岩船字榎清水	古墳～奈	遺物包含地
19		三角点下	岩船字寺山	古墳	集落跡
20		磐舟浦田山古墳群 1号墳	瀬波温泉 3丁目	古墳	古墳
21		桜田	岩船腰巻	奈	遺物包含地
22		寺山	岩船字寺山	鎌	墳墓
23		大山祇社石仏	岩船三日市	南	石仏
24		岩船上町板碑	岩船上町	南	板碑
25		宝勝寺板碑群	八日市	南	板碑
26		弘願寺板碑群	八日市	南	板碑
27		諸上寺板碑群	岩船三日市	南	板碑
28		神力塚	八日市	室	塚
29		八坂神社跡	岩船字入道坂	不明	神社跡
30		石船神社	岩船字宮ノ上	不明	神社跡
31		岩ヶ崎の塚	岩ヶ崎字渡し上	不明	塚
32		観音寺裏	飯野西	縄	散布地
33		松山上野	松山字上野	中世	散布地
34		岩船弘願寺	八日市	中世	散布地
35		岩船上町	岩船上町	中世	散布地
36		岩船下大町	岩船下大町	中世	散布地
37		岩船三日市	岩船三日市	中世	散布地
38		押前	緑町 1丁目	不明	城館跡 (?)
39		野潟上山	野潟字上山	縄	散布地
40		カタギ山	野潟字カタギ山	縄・古代	散布地
41		アケタ	野潟字アケタ	古代	散布地
42		道ヶ崎	大月字道ヶ崎	縄	散布地
43		坂ノ上甲	岩ヶ崎字坂ノ上	縄	散布地
44		坂ノ上乙	岩ヶ崎字坂ノ上	縄	散布地
45		滝ノ前東	羽下ヶ淵字源十郎平	縄・古代	散布地
46		羽下ヶ淵上山	羽下ヶ淵字上山	縄・近世	散布地
47		岩ヶ崎板碑	岩ヶ崎字宮ノ前	南	板碑
48		海天寺の板碑	岩船三日市 (海天寺内)	不明	板碑
49		磐舟浦田山古墳群 2号墳	瀬波温泉 3丁目	古墳	古墳
50		名割	名割字高柳	平	遺物包含地
51		田屋	坂町字野口	縄・平・中世	遺物包含地
52		笹谷	坂町字笹谷	平	遺物包含地
53		諏訪神社石仏	上鍛冶屋	南	石仏
54		若宮八幡宮板碑	坂町	室	板碑
55		松山板碑	佐々木字上野	室	板碑
56		延命寺板碑	大津	室	板碑
57		馬場館跡	金屋字宮分	室	城館跡
58		大津館跡	大津字石喬	不明	城館跡
59		上鍛冶屋	上鍛冶屋	不明	墳墓
60		諏訪木	上鍛冶屋字諏訪木	不明	墳墓

表 3.2.59 (2) 事業実施想定区域及びその周囲における遺跡一覧

NO	市町村	遺跡名	所在地	時代	種別
61	村上市 (2/4)	金蔵寺の宝篋印塔	上鍛冶屋	室	石塔
62		延命寺の石仏	大津	南	石
63		笹谷南	坂町字笹谷	平	遺物包含地
64		堤下窯跡	坂町字堤下	平・室	生産遺跡
65		上鍛冶屋諏訪ノ木	上鍛冶屋字諏訪野木	不明	遺物包含地
66		向屋敷	下鍛冶屋字向屋敷	平・室	遺物包含地
67		大道端A	坂町字大道端	平・室	遺物包含地
68		大道端B	坂町字大道端	古代	遺物包含地
69		北田	切田字北田	古代	遺物包含地
70		宮林	坂町字宮林	古代	遺物包含地
71		坂町宮ノ腰A	坂町字宮ノ腰	古代	喜
72		坂町宮ノ腰B	坂町字宮ノ腰	縄・古代・室	集落跡
73	坂町宮ノ腰C	坂町字宮ノ腰	縄・古代・室	集落跡	
74	坂町宮ノ腰D	大津字蓮池	縄・弥・古代・室	集落跡	
75	高柳A	名割字高柳	古代	遺物包含地	
76	高柳B	名割字高柳	古代	集落跡	
77	野口	坂町字野口	古代	遺物包含地	
78	名割宮ノ腰	名割字宮ノ腰	古代	遺物包含地	
79	古谷地A	名割字古谷地	古代	遺物包含地	
80	古谷地B	名割字古谷地	古墳・平	遺物包含地	
81	前谷地	名割字前谷地	古代	遺物包含地	
82	中倉諏訪木	大津字石橋	古代	遺物包含地	
83	館ノ腰	中倉字館ノ腰	古代・南	遺物包含地	
84	石橋A	大津字石橋	古代	集落跡	
85	石橋B	大津字石橋	室	遺物包含地	
86	宮分	金屋字宮分	平	遺物包含地	
87	荒屋行塚	荒屋字行塚	古代	遺物包含地	
88	古町	海老江字古町	縄・室	遺物包含地	
89	屋敷添	海老江字屋敷添	奈・室	遺物包含地	
90	春木山石仏A	春木山	南	石	
91	春木山石仏B	春木山	南	石	
92	赤井	金屋字赤井	平・中世	集落跡	
93	鴨侍	金屋字鴨侍	平	集落跡	
94	金屋小谷地	金屋字小谷地	平	遺物包含地	
95	名割古谷地	名割字古谷地	平	遺物包含地	
96	寺田	金屋字寺田	古代	遺物包含地	
97	谷内	梨木字谷内	縄	遺物包含地	
98	梨木城跡	梨木字元山	安	城館跡	
99	春木山	春木山字山田	縄・中世・近世	集落跡・城館跡・塚群	
100	元山窯跡群	梨木字元山	平・中世	生産遺跡	
101	田島	大津字田島	平	集落跡	
102	桜林	金屋字桜林	縄・弥・古代・室・近世	集落跡	
103	中曾根	金屋字中曾根	縄・弥・古墳・古代・室・近世	集落跡	
104	神上り	平林字向山	縄	遺物包含地	
105	七湊山崎	七湊字西山	縄	遺物包含地	
106	大野地	新飯田字大野地	弥	遺物包含地	
107	持体	松沢字持体	平	遺物包含地	
108	在ヶ付	北新保字野地元	平	遺物包含地	
109	今宿宮の前	今宿字鍋作	平	遺物包含地	
110	家の越	新飯田字沢田	平	遺物包含地	
111	宮の越	新飯田字宮ノ越	平	散布地	
112	向山	平林字向山	平	遺物包含地	
113	北新保屋敷添	北新保字屋敷添	平	遺物包含地	
114	七ツ塚	七湊字堂ヶ沢	鎌	墳墓	
115	小丸山	平林字小丸山	鎌	墳墓	
116	大智院板碑群	宿田	鎌・南	板碑	
117	福巖寺板碑群	牧目	鎌・南	板碑	
118	薬師堂石造物群	九日市字堂野腰	鎌	石造物	
119	日吉神社石仏	牛屋	南	石仏	
120	地藏堂板碑	北新保	南	板碑	

表 3.2.59 (3) 事業実施想定区域及びその周囲における遺跡一覧

NO	市町村	遺跡名	所在地	時代	種別
121	村上市 (3/4)	密蔵院板碑群	牧目	南	板碑
122		葛籠山板碑	葛籠山	南	板碑
123		千眼寺板碑群	平林	南	板碑
124		応庵寺板碑群	福田	南・室	板碑
125		正樹院屋敷	北新保字正樹院屋敷	室	寺院跡
126		中沢	牧目字中沢	室	遺物包含地
127		輪の内	高御堂字堂の前	室	遺物包含地
128		下谷地西	松沢字下谷地	室	遺物包含地
129		道祖神塚石造物群	七湊	室	石造物
130		牧目館跡	牧目字館野内	室	城館跡・遺物包含地
131		牛屋館跡	牛屋字下川原	室	城館跡
132		砂山五輪塔	北新保字砂山	室	石塔
133		円福寺石造物群	塩谷	室	板碑・石仏
134		宿田城跡	平林字向山	室	城館跡
135		志田平	志田平	縄	遺物包含地
136		南田中板碑群	南田中	室	板碑
137		長松	長松	縄・古代	遺物包含地
138		長松石仏	長松	不明	石仏
139		衣田	宿田字衣田	縄・古墳・古代	遺物包含地
140		道上	宿田字道上	平	遺物包含地
141		雪車田	今宿字雪車田	弥・平	遺物包含地
142		奉行松	飯岡字奉行松	平・中世・近世	遺物包含地
143		中部	牛屋字中部	平・中世	遺物包含地
144		渡古屋敷	塩谷字渡古屋敷	平	遺物包含地
145		長三郎山	塩谷字長三郎山	鎌	古銭出上地
146		十日市	福田字十日市	鎌	遺物包含地
147		西部	牛屋字西部	平・中世	生産遺跡
148		家ノ後	宿田字家ノ後	平	遺物包含地
149		道上東	宿田字道上	室	遺物包含地
150		板越	南田中字板越	平	遺物包含地
151		川崎 1	南田中字川崎	平	遺物包含地
152		川崎 2	南田中字川崎	平	遺物包含地
153		水下 4	南田中字水下	南	遺物包含地
154		水下 3	南田中字水下	平	遺物包含地
155	水下 1	南田中字水下	南	遺物包含地	
156	水下 2	南田中字水下	中世	遺物包含地	
157	田屋道	九日市字堂田	古代・中世	集落跡	
158	宮ノ下	渦端字宮ノ下	中世	遺物包含地	
159	永田	七湊字永田	平	遺物包含地	
160	七湊宮ノ前	七湊字宮ノ前	平	遺物包含地	
161	道印田	七湊字道印田	平	遺物包含地	
162	六百地	七湊字六百地	平	遺物包含地	
163	七湊大沢	七湊字大沢	縄	遺物包含地	
164	薬師沢	七湊字薬師沢	平	遺物包含地	
165	七湊屋敷添	七湊字屋敷添	平	遺物包含地	
166	明齊田	下助淵字明齊田	平・中世	遺物包含地	
167	飯岡赤谷 A	飯岡字赤谷	縄	遺物包含地	
168	黒田 B	宿田字黒田	縄・平	遺物包含地	
169	砂山 I	北新保字砂山	古代	遺物包含地	
170	砂山 II	北新保字砂山	平	遺物包含地	
171	砂山 III	北新保字砂山	平	遺物包含地	
172	砂山 IV	北新保字砂山	平	遺物包含地	
173	砂山 VII	牧目字砂山	平	遺物包含地	
174	大池 II	北新保字砂山	平	遺物包含地	
175	大池 III	北新保字砂山	平	遺物包含地	
176	在ヶ付 II	南田中字在ヶ付	平・中世	遺物包含地	
177	在ヶ付 III	南田中字在ヶ付	弥・古代	遺物包含地	
178	福田伝古銭出土地	福田字十日市	鎌	墳墓・遺物包含地	
179	上ノ山	七湊字上ノ山	縄	遺物包含地	
180	大沢 II	七湊字大沢	縄	散布地	

表 3.2.59 (4) 事業実施想定区域及びその周囲における遺跡一覧

NO	市町村	遺跡名	所在地	時代	種別
181	村上市 (4/4)	千眼寺跡	平林字門前	中世・近世	寺院跡
182		平林町屋	平林字東側・西側	中世・近世	集落跡
183		堂田	九日市字堂田	中世	遺物包含地
184		水尻	下助淵字水尻	古墳	遺物包含地
185		中部北	牛屋字中部	縄・弥・平	遺物包含地
186		窪田	南田中字窪田	平・中世・近世	集落跡
187		松蔭東	牧目字松蔭	古代・中世	集落跡
188		家ノ前	下助淵字山元他	縄・平・室	遺物包含地
189		寺屋敷	大須戸字寺屋敷	縄	遺物包含地
190		宮ノ上	新屋字宮ノ上	縄	遺物包含地
191		道下	北大平字道下	縄	遺物包含地
192		牛屋法徳寺板碑群	牛屋	中世	板碑
193		長松石造物群	長松	中世	石造物
194		南田中石仏	南田中	中世?	石仏
195		牧目円秀坊石造物群	牧目	中世	石造物
196		七湊海置場	七湊	古代・中世	遺物包含地
197	胎内市 (1/4)	大沢	関沢字山之内	縄	遺物包含地
198		金堀沢	羽黒字仁谷野	縄	遺物包含地
199		極楽寺	羽黒字極楽寺	縄～弥・室	遺物包含地
200		仁谷野	羽黒字仁谷野（舞台）	縄～弥	遺物包含地
201		韋駄天山	平木田字野付	縄	遺物包含地
202		二軒茶屋	船戸（二軒茶屋）	縄	遺物包含地
203		乙	乙字泉田	弥	遺物包含地
204		乙宝寺塔心礎	乙字中野	奈	塔心礎
205		乙宝寺	乙字中野	平・室	遺物包含地
206		城山	乙字大日裏	弥・平	遺物包含地
207		中倉	中倉字築地原	不明	遺物包含地
208		大桜峠	船戸	平・室	遺物包含地
209		上相子	乙字大野地	平	遺物包含地
210		城の山古墳	大塚	古墳（前期）	古墳
211		西条石造遺物群	西条字清水田	南・室	石仏・石塔
212		赤川石仏群	赤川字塚田	鎌～南	石仏
213		地藏堂石造遺物群	西栄町	南	石仏・板碑
214		大川町石造遺物群	大川町	鎌・室	板碑・石塔
215		神子沢板碑	長橋字神子沢	鎌～南	板碑
216		乙宝寺石造遺物群	乙字中野	鎌～南	板碑・石仏・石塔
217		広蔵寺石造遺物群	西栄町	鎌・南	板碑・石仏
218		大総寺石造遺物群	西条町	鎌・南・室	板碑・石仏・石塔
219		鷲麻神社石造遺物群	本郷町	鎌・南	板碑・石仏
220		七十刈板碑	関沢字七十刈	鎌	板碑
221		関沢板碑群	関沢	鎌	板碑
222		徳岩寺石仏	羽黒字山口	南	石仏
223		庚申塚石造遺物群	羽黒字宮添	南	石仏・板碑
224		観音堂石仏群	表町	南	石仏
225		快蔵院石仏	東本町	南	石仏
226		円通庵石仏	村松浜	南	石仏
227		長橋石造遺物群	長橋字川端	南	板碑・石仏
228		大輪寺石造遺物群	東本町	鎌～南	板碑・石仏・石塔
229		野中板碑群	野中字石仏	南	板碑
230		羽黒地藏堂石造遺物群	羽黒字宮下	鎌～南	板碑・石仏・石塔
231		生ほとけ石造遺物群	赤川字温川	南	板碑・石仏
232		江上館板碑	本郷町（江上館）	南	板碑
233		築地観音堂板碑	築地字西裏	南	板碑
234		神前寺石造遺物群	赤川	南・室	板碑・石塔
235	熊野若宮神社板碑	東本町	南	板碑	
236	六体地藏石造遺物群	本郷町	鎌～南	板碑・石仏	
237	草野板碑	草野字大工谷地	南	板碑	
238	船戸諏訪神社板碑	船戸	南	板碑	
239	七所神社板碑群	長橋字笹ヶ崎	南	板碑	
240	堀切	北成田字河竹島	鎌	遺物包含地	



表 3.2.59 (5) 事業実施想定区域及びその周囲における遺跡一覧

NO	市町村	遺跡名	所在地	時代	種別
241	胎内市 (2/4)	韋駄天山墳墓	平木田字野付	室	その他の墓
242		柴橋庵石造遺物群	柴橋字家野腰	室・南	板碑・石仏・石塔
243		築地墨書石	築地字裏山	室	墨書塔婆
244		市ノ沢城跡	関沢字市ノ沢	不明	城館跡
245		山居寺城跡	飯角字大沢	室	城館跡
246		石原館跡	東本町	不明	城館跡
247		江上館跡	本郷町	室	城館跡
248		羽黒館跡	羽黒字山口	室	城館跡
249		長橋館跡	長橋字笹ヶ崎	不明	城館跡
250		柴橋館跡	柴橋字館野内	不明	城館跡
251		古館館跡	古館道上	室	城館跡
252		新館館跡	新館字家野腰	不明	城館跡
253		築地館跡	築地字くね廻り	不明	城館跡
254		関沢館跡	関沢字揚ヶ	不明	城館跡
255		西川内石塔	西川内	室	石塔
256		雨窪	飯角字雨窪	縄	遺物包含地
257		桜田	関沢字桜田	縄	遺物包含地
258		七の割	苔実字七の割	縄	遺物包含地
259		一の割	苔実字一の割	弥	遺物包含地
260		地藏堂	乙字宮原	平	遺物包含地
261		ニツ山	乙字大日裏	平	遺物包含地
262		中島	大出字中島	平	遺物包含地
263		富岡	富岡蟹原	古墳	遺物包含地
264		宮ノ入	羽黒字宮ノ入	平	遺物包含地
265	大坪	山王字蔵地	縄・古墳・古代・中世	遺物包含地	
266	家の浦	山王字家の浦	平	遺物包含地	
267	くね廻り	築地字くね廻り	平	遺物包含地	
268	乙宝寺墨書石	乙字中野	室	経石・墨書石	
269	永徳寺石塔群	山屋	南～室	石塔	
270	山野神社石塔群	山屋	室	石塔	
271	本郷上河原石塔	本郷字上河原	室	石塔	
272	北本町石塔群	北本町	室	石塔	
273	本町石塔群	本町	室	石塔	
274	小舟戸石仏	小舟戸字家野浦	室	石仏	
275	仁谷野墨書石	羽黒字仁谷野	不明	経石	
276	草野	赤川字金作	不明	遺物包含地	
277	赤川石塔	赤川字塚田	不明	石塔	
278	乙城跡	乙字城野山	不明	城館跡	
279	下赤谷城跡	羽黒	不明	城館跡	
280	鳥坂城跡	羽黒字宮の入他	中世	城館跡	
281	雨窪城跡	飯角字雨窪他	不明	城館跡	
282	高つむり城跡	関沢字大沢	中世	城館跡	
283	倉田城跡	関沢字倉田	不明	城館跡	
284	大日堂石仏	羽黒字宮野入	鎌・室	石仏	
285	経塚石仏	築地	南	石仏	
286	本宮寺石塔	大川町	室	石塔	
287	熊野若宮神社宝篋印塔	東本町	室	石塔	
288	菅田石塔A	菅田	室	石塔	
289	菅田石塔B	菅田	室	石塔	
290	蔽島神社石塔	地本字前田	室	石塔	
291	高畑城跡	関沢字関沢山	中世	城館跡	
292	西裏	築地字西裏	平	遺物包含地	
293	竹の花	築地字竹の花	平～中世	遺物包含地	
294	東本町	東本町	中世	遺物包含地	
295	高伝坂	長橋字高伝坂	平～中世	遺物包含地	
296	中ノ沢	関沢字中ノ沢	縄	遺物包含地	
297	蟹沢北	船戸	古代	生産遺跡	
298	極楽寺伝承地	羽黒字極楽寺	中世	社寺跡	
299	極楽寺関連	羽黒字極楽寺	中世	社寺跡	
300	半山館	半山	中世	城館跡	

表 3.2.59 (6) 事業実施想定区域及びその周囲における遺跡一覧

NO	市町村	遺跡名	所在地	時代	種別
301	胎内市 (3/4)	堂ノ前	関沢字堂ノ前	中世	遺物包含地
302		道西	関沢字道西	奈・中世	遺物包含地
303		長橋館北	長橋下	中世	遺物包含地
304		石仏	野中	中世	遺物包含地
305		下町・坊城	西本町	中世	遺物包含地
306		大江添	本郷町	中世	遺物包含地
307		築地館北	築地字竹の花	奈・中世	遺物包含地
308		宮崎	宮川字宮崎	古代	遺物包含地
309		四ツ持	宮川字兵の衛	古代	遺物包含地
310		兵衛	宮川字四ツ持	古代	遺物包含地
311		宮川	宮川	古代	遺物包含地
312		古館館東	古館館野本	中世	遺物包含地
313		関沢越	飯角	縄	遺物包含地
314		倉田越	飯角	中世	遺物包含地
315		飯角竹ノ花	飯角	中世	遺物包含地
316		半山廃寺	半山	中世	社寺跡
317		関沢廃寺	関沢	中世	社寺跡
318		乙宝寺経塚	乙	近世	経塚
319		築地館東	築地	平・中世	遺物包含地
320		下原	村松浜	古代	製塩跡
321		寺前	赤川	平	遺物包含地
322		下名倉	本郷	古代・中世	遺物包含地
323		屋敷	東川内	平	遺物包含地
324		野付	柴橋	古墳・平・中世	遺物包含地
325		天野	塩津	古墳・平・中世	遺物包含地
326		中曽根	西川内	古代	遺物包含地
327		段袋	八田	古代	遺物包含地
328		船戸川崎	城塚	古墳・古代	集落跡
329		堂前	下高田	平・中世	遺物包含地
330		船戸桜田	船戸字桜田	平	遺物包含地
331		大塚	大塚	古墳・古代・中世	集落跡
332		築地原	中倉	平	遺物包含地
333		福田	弥彦岡字福田	古墳・平・中世	遺物包含地
334		升川	船戸	弥・中世	遺物包含地
335		蔵ノ坪	船戸字蔵ノ坪	平	集落跡
336		駒込	西本町	古代・中世	遺物包含地
337	西川内南	西川内字中曽根	古墳・古代	遺物包含地	
338	西川内北	西川内字家ノ浦	古墳・古代	遺物包含地	
339	反眞目	築地字反眞目	古墳・古代	遺物包含地	
340	一杯田	赤川字一杯田	古墳	遺物包含地	
341	沢田	赤川字沢田	平	遺物包含地	
342	六斗蒔	築地字六斗蒔	古墳・古代	集落跡	
343	野地	八幡字野地	縄	集落跡	
344	道下	古館字道下	縄	集落跡	
345	屋塚	大出字屋塚	縄	集落跡	
346	江添	大出字江添	縄	遺物包含地	
347	土居下	塩津字土居下	古墳	集落跡	
348	寺前東	赤川	鎌	遺物包含地	
349	新林	坂井字新林	旧	遺物包含地	
350	太田野	太田野原	縄	遺物包含地	
351	石田	坂井字南又	縄	遺物包含地	
352	との浦	下館字山口	縄	遺物包含地	
353	コクゾウ様	坂井字中沢	縄	遺物包含地	
354	先納沢	坂井字先納沢	縄	遺物包含地	
355	寺屋敷	坂井字中沢	縄	遺物包含地	
356	中沢	坂井字中沢	縄	遺物包含地	
357	松山窯跡	塩沢字前山	平	須恵窯跡	
358	増慶院石仏	下館字坪頭	南	石仏	
359	庵寺板碑	坂井字南小国谷	南	板碑	
360	下館板碑	下館字坪頭	南	板碑	

表 3.2.59 (7) 事業実施想定区域及びその周囲における遺跡一覧

NO	市町村	遺跡名	所在地	時代	種別	
361	胎内市 (4/4)	道下経塚	坪穴字道下	室	経塚	
362		水上経塚	鼓岡字水上	室	経塚	
363		蔵王権現経塚	蔵王字経塚	室	経塚	
364		古銭塚	赤谷字野の下	室	塚	
365		黒川城跡	下館字浦山	不明	城館跡	
366		黒川氏城館遺跡群	下館字坪頭	縄・鎌・室～戦	城館跡	
367		東牧寺石仏	東牧字坂下	鎌～南	石仏	
368		坪頭	下館字坪頭	縄	遺物包含地	
369		アミダ平	下館字アミダ平	縄	遺物包含地	
370		切田	近江新字切田	古代～中世	遺物包含地	
371		大乘院石造遺物群	鼓岡字水上	南	板碑・石塔	
372		坂井道石塔	鼓岡	室	石塔	
373		内山城跡	蔵王字内山	中世	城館跡	
374		赤坂山城跡	下館字山口	中世	城館跡	
375		山伏峯城跡	下赤谷シッサキ・鼓岡字トヤノ沢・字深沢	室	城館跡	
376		坂井城跡	坂井字先納沢	不明	城館跡	
377		寺前南	赤川	平	遺物包含地	
378		籠木口キ山古墳	大塚	古墳(前期)	古墳	
379		村松浜	村松浜	古代	生産遺跡	
380		中沢城跡	坂井字中沢	戦	城館跡	
381		大野A	上城塚	平	遺物包含地	
382		青田	宮川字五ノ割	縄・平	集落跡	
383		寺裏	東本町	古代・中世	散布地	
384		十二天板碑	十二天	南	石造物	
385		黒川藩柳沢家陣屋御殿跡	胎内市黒川	近世	陣屋・屋敷跡	
386		加賀新宮の越	胎内市西本町	中世	遺物包含地	
387		城楽寺	胎内市西本町	中世	遺物包含地	
388		聖籠町	道下	蓮湯字道下	平	遺物包含地
389		新発田市 (1/2)	石田	上石川字石田	縄	集落跡
390			江添	中川字江添甲	旧・縄	散布地
391			中島	中々山字中島	縄	散布地
392			沢田	八幡字館ノ前	古代・中世	遺物包含地
393			高つむり城跡	上荒沢	中世	城館跡
394			大坪	三ッ樹字大坪、字境田	古代・中世	散布地
395			屋塚	下中ノ目字屋塚	古代	散布地
396			尖山	古田字口割	縄・弥・古代	散布地
397			真中	真中字上割	古代	散布地
398	稲荷岡A		稲荷岡字真野原	古代	散布地	
399	浜山経塚		藤塚浜字大山辺	中世	塚	
400	稲荷岡B		稲荷岡字真野原	古代	散布地	
401	粒山		稲荷岡字大粒山	弥・古墳・古代	散布地	
402	下中沢		下中沢字上割	古代	散布地	
403	真中中割C		富島字大割、真中字上割	古代	散布地	
404	真中中割A		真中字中割	古代	散布地	
405	真中中割B		真中字中割	古代	散布地	
406	稲荷岡C		下中沢	古代	散布地	
407	葉塚山		藤塚浜字葉塚山	古代	遺物包含地	
408	貝屋B		貝屋	縄・中世	散布地	
409	貝屋A		貝屋	旧・縄・弥・古代・中世	遺物包含地	
410	大椽		小国谷	縄	散布地	
411	下坂町		下坂町	古代	散布地	
412	小国谷宮ノ下		小国谷	古代	遺物包含地	
413	下小中山		下小中山	古代	散布地	
414	下小中山窯跡		下小中山	古代	生産遺跡	
415	貝屋窯跡		貝屋	古代	生産遺跡	
416	法蔵寺石造物群		貝屋	中世	石仏・石塔・板碑	
417	貝屋石仏		貝屋(所在不明)	中世	石仏	
418	貝屋板碑		貝屋	中世	板碑	
419	桜ヶ丘団地板碑		下小中山	中世	板碑	
420	下坂町石仏		下坂町	中世	石仏・石塔	

表 3.2.59 (8) 事業実施想定区域及びその周囲における遺跡一覧

NO	市町村	遺跡名	所在地	時代	種別
421	新発田市 (2/2)	下小中山石仏	下小中山	中世	石仏
422		貝屋C	貝屋	古代・中世	散布地
423		小国谷城跡	小国谷	中世	城館跡
424		ヤソ山館跡	貝屋	中世	城館跡
425		坂町館跡	下坂町	古墳・中世	城館跡
426		草江沢	小国谷	縄	散布地
427		大野A	大野	古代	遺物包含地
428		大野B	大野	平	遺物包含地
429		下坂町堤沢石仏	下坂町	中世	石仏
430		金沢神明社石仏	下坂町	中世	石仏
431		下坂町石塔	下坂町	中世	石塔
432		向山の板碑	小国谷	中世	板碑
433		村南の板碑	貝屋	中世	板碑
434		青田	金塚	縄・弥・古墳・古代・中世	集落跡
435		居掛	金塚	古代	散布地
436		古峯山下道石仏群	下坂町	中世	石仏
437		高畑城跡	小国谷	縄文・中世	城館跡
438		船戸川崎	大野	古墳・古代	集落跡
439		貝屋村西	貝屋	縄・古代	遺物包含地
440		下小中山諏訪神社石塔	下小中山	中世	石塔
441		貝屋墓地石塔群	貝屋	中世	石造物
442		蟹沢	金沢	縄・古墳・中世	遺物包含地

【一覧表「時代」凡例】

一覧表のスペースの関係で、各包蔵地の「時代」は以下のように省略している場合があります。

旧：旧石器時代 縄：縄文時代 弥：弥生時代

古：古墳時代 平：平安時代 中：中世

鎌：鎌倉時代 室：室町時代 南：南北朝時代

戦：戦国時代 安：安土桃山時代

資料：「新潟県埋蔵文化財調査事業団 発掘調査報告書」（令和4年4月閲覧）

「令和3年度（公財）新潟県埋蔵文化財調査事業団 発掘調査遺跡一覧」（令和4年4月閲覧）

「埋文にいがた 第100号 そこは遺跡です!発掘調査した遺跡の今」（平成29年10月31日発行）（令和4年4月 抜粋）

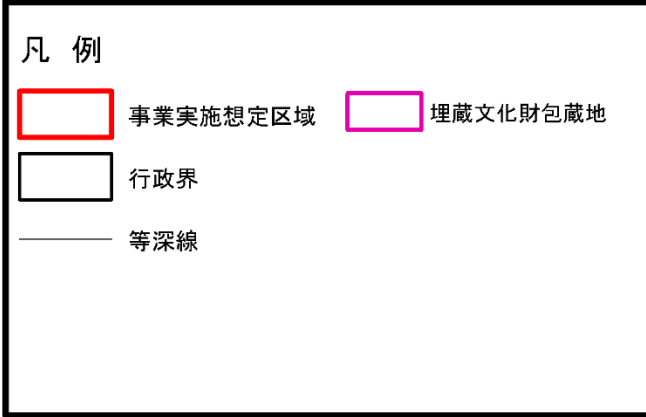
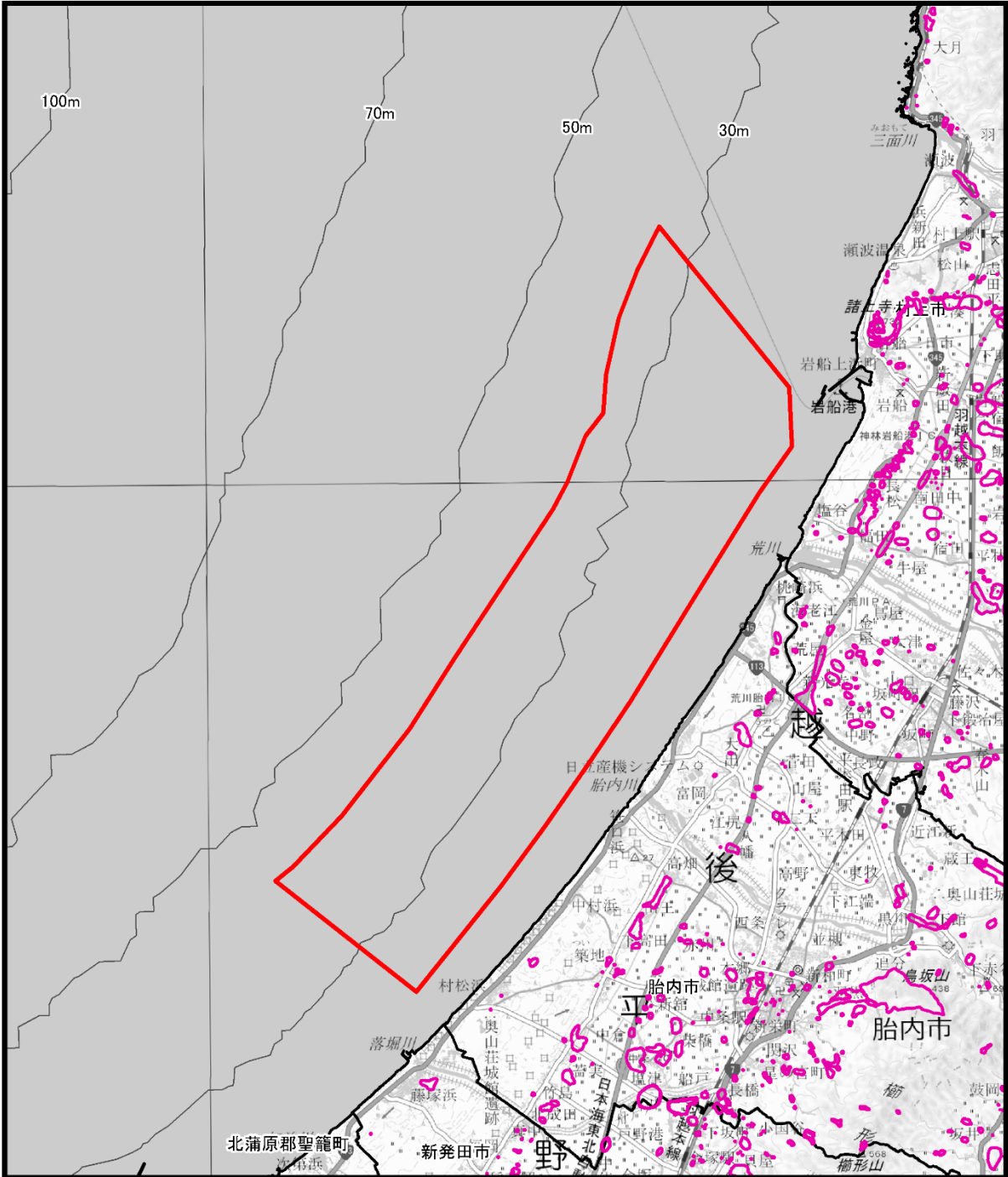
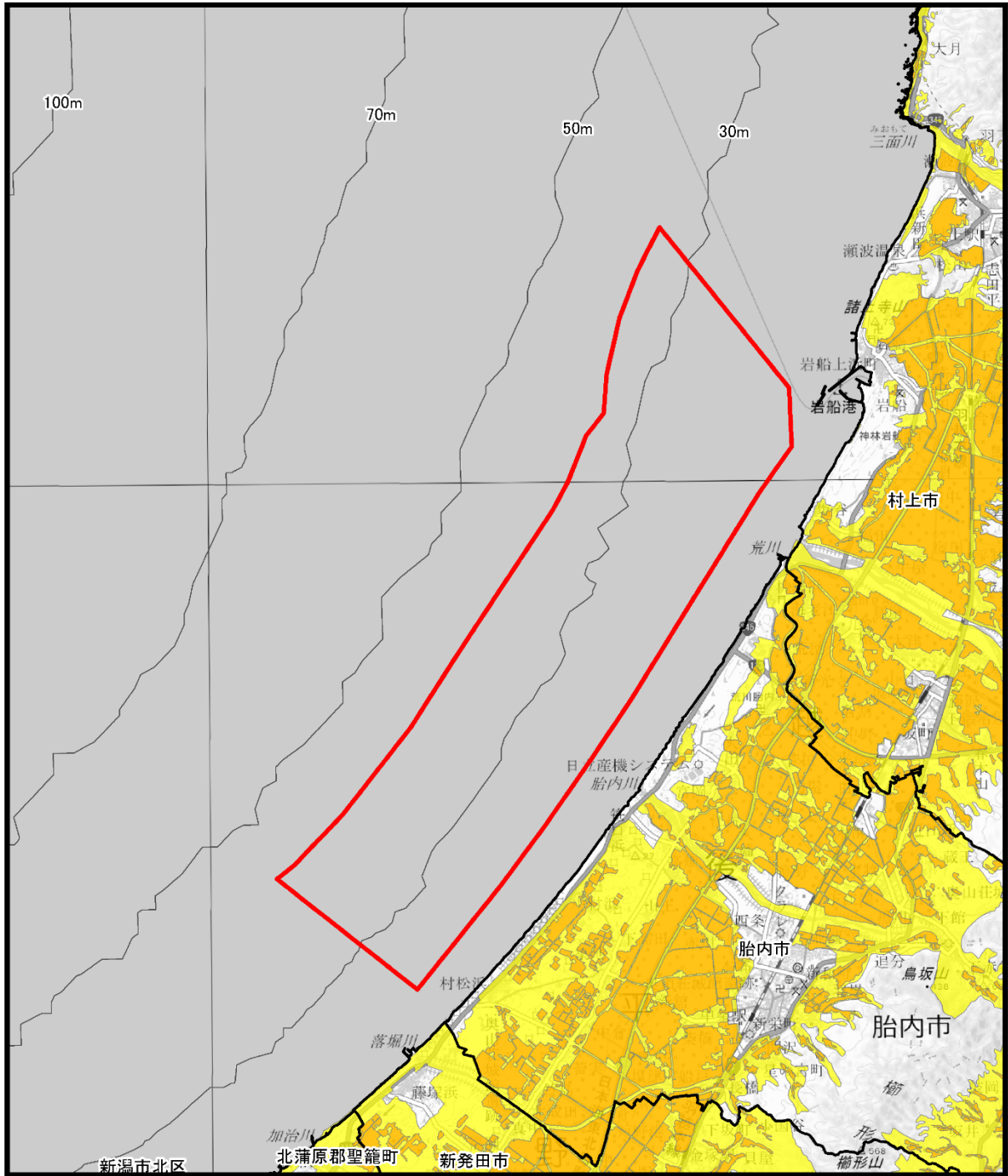


図 3.2.28 事業実施想定区域及びその周囲における遺跡位置図



凡例

- |   |          |   |       |
|---|----------|---|-------|
|  | 行政界      |  | 農用地区域 |
|  | 事業実施想定区域 |  | 農業地域  |
|  | 等深線      |   |       |

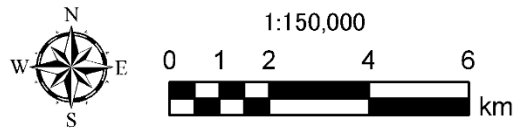
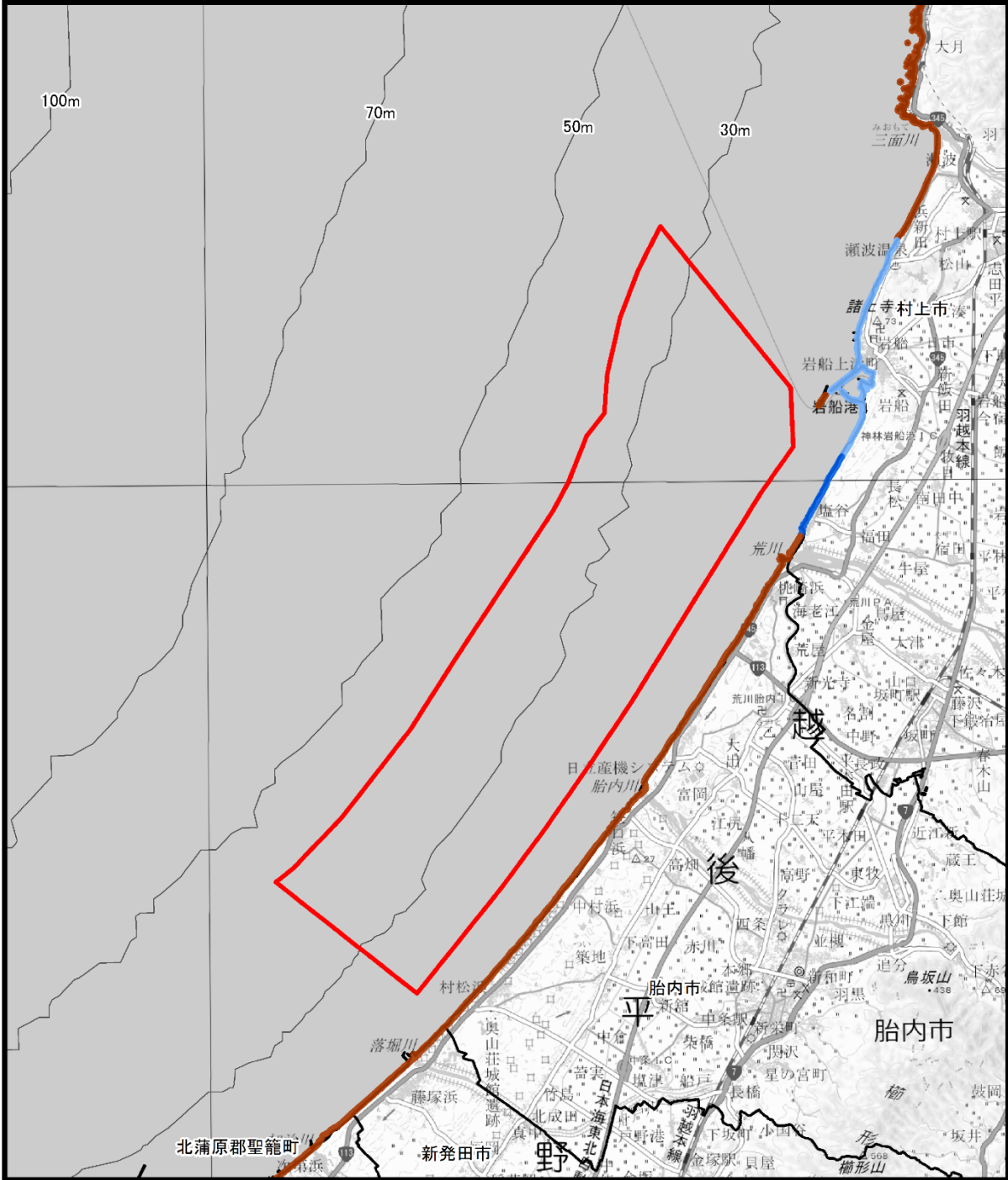


図 3.2.29 農用地区域の指定状況



<b>凡例</b>		<b>所管</b>	
	事業実施想定区域		河川局
	行政界		港湾局
	等深線		新潟県

1:150,000

**図 3.2.30 海岸保全区域の指定状況**